



紙収入は四十二兆三千四百六十億円、その他収入は三兆七千四百三十九億円余、公債金は四十四兆二千四百四十億円となつております。

次に、当省所管一般会計歳出予算額は二十四兆九千八百三十七億円余となつております。國

このうち主な事項について申し上げますと、國債費は二十一兆九千四百四十二億円余、復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入れは五千五百七億円余、経済危機対応・地域活性化予備費は九千百億円、予備費は三千五百億円となつております。

次に、当省所管の各特別会計の歳入歳出予算について申し上げます。

国債整理基金特別会計におきましては、歳入二

百九兆五千九百二十一億円余、歳出百九十七兆五千九百三十一億円余となつております。

このほか、地震再保険等の各特別会計の歳入歳出予算につきましては予算書等を御覧いただきたいと存じます。

最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出予算について申し上げます。

株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入二千二十二億円余、支出一千二百九十六億円余となつております。

株式会社日本政策金融公庫農林水産業者向け業務等につきましては予算書等を御覧いただきたいと存じます。

以上、財務省関係の予算につきまして、その概要を御説明申し上げた次第でござります。

なお、時間の関係もございまして、既に配付しております印刷物をもちまして詳細な説明に代えさせていただきますので、記録にとどめてくださいるようお願いいたします。

○委員長(尾立源幸君)　自見内閣府特命担当大臣。　○國務大臣(自見庄三郎君)　おはようございます。

平成二十四年度における内閣府所管金融庁の歳出予算要求額について、その概要を御説明いたしました。

金融庁の平成二十四年度における歳出予算要求額は二百三十三億円余となつております。

このうち主な事項について申し上げますと、金融庁の一般行政に必要な経費として百九十五億円余、投資者等の保護に必要な経費といいたしまして二十四億円余、金融機能の安定確保に必要な経費として六億円余を計上いたしております。

以上をもちまして、平成二十四年度内閣府所管金融庁の歳出予算要求額の概要説明を終わります。

よろしく御審議くださいますようにお願ひをいたします。

○委員長(尾立源幸君)　以上で説明の聽取は終わりました。

なお、財務省所管の予算の説明については、お手元に配付しております詳細な説明書を本日の会議録の末尾に掲載することにしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(尾立源幸君)　御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

質疑のある方は順次御発言願います。

○金子洋一君　おはようございます。民主党・新緑風会の金子洋一でございます。

まず、予算関連質疑に入ります前に、A-I-J投

資顧問の問題に入らせていただきたいと思います。

厚生年金基金の調査によりますと、全五百七十基金のうち四割に近い二百十二基金は、国から預かって運用をしている公的年金部分についても資金の積立不足に陥っているということでございました。このいわゆる代行割れの部分につきましては、これは、解散しようと思いましても母体となる企業が穴埋めをしませんと解散ができないといふものでありまして、仮に埋めようとするとその

企業が言わば年金倒産をしてしまうという仕組みになつてしまつております。ですから、自主的な解散ができないということでございます。

私、日経新聞の三月二十三日付けの記事を見ているんですけども、ここには全国トラック総合年金基金連合会とか全国石油商業組合連合会といった名前が出ております。ほかの記事には神奈川県の印刷工業厚生年金基金といった名前が出ておるんですけども、そういったところだけではなくて、総合型の厚生年金基金に加入している企業というのはほとんどが中小企業だということでありまして、そうしたところが汗水流して稼いだお金が失つてしまつているというのが現状であります。

厚生年金基金の発足当時とそして現在では、企業をめぐる環境が全く異なつてしまつております。特に、代行割れの問題については予定利率五・五%という極めて高いままであるということが、これが大きな要因となつております。その上にA-I-Jの問題が重なつて今日のような事態を招いたと認識をしております。まずは、この問題について霞が関一体となつて、金融庁さん、そして厚労省さん力を合わせて、例えば財産状況報告書などが正しいものであるようにあるいは管理監督体制を整備をしていただく、そんなことで再発防止を是非努めていただきたいと考えております。また、今後のこういったことが起きないようなセーフティネットもまず整備をしていただきたいと存じます。

そして、厚労省さんに御質問申し上げますけれども、特に、このA-I-J問題によつて代行割れとなつた基金についてですけれども、積立金の損失分を長期にわたつて処理をするといったような対策を講ずることなどによつて、何とかこの代行割れに陥つた基金を存続をさせるような特別の救済を行うとか、あるいは、それでも対応し切れないと存じます。

実は、この分割納付方式は、今回の前に一度、過去前例がございますが、過去のときよりも今回は二つの点において、より事業主を配慮していると。一つは、分割納付を認める期間を最長、前回は十年だったんですけども、今回は十五年間まで長くしているという点が一個ございました。

五年間まで長くしているという点が一個ございました。また、こうした分割納付については、前回の特例のときは三年間の时限措置だつたんですけども、今回は五年間の时限措置ということにして

がございまして、これに基づいて国から命令を出して解散をさせるという手段を取るべきではないかと思いますが、その点につきまして御所見をお願いをいたします。

○政府参考人(蒲原基道君)　お答え申し上げます。

いざれにしても、こうしたような分割納付方式を含めて、事業主に対しまして基金の解散について必要な助言を行つていただきたいというふうに考えております。

○金子洋一君 ありがとうございます。

その積立金の足りない部分をどうするのかということが要するに根本的な課題ということになると 思いしますので、この問題については私も関心を持つて関与をさせていただきたいと思っておりま

す。

委員長のお許しが出ましたならば、審議官、御

退席をいただいて結構でございます。

○委員長(尾立源幸君) それでは、蒲原審議官、

どうぞ御退室ください。

○金子洋一君 それでは、まず、日本銀行西村副総裁がおいでござりますので、中長期的な物価安定のめど、一%の問題についてお尋ねをさせて

いただきたいと思います。

二月十四日に、こちらの物価安定のめど、一%というのを公表をなさいました。私は、これはインフレ目標の一種である、一変形である、そのものではないと思いますけれども、そういうものではあります。特に、海外の投資家からこれを、めどという言葉をゴールというふうに翻訳を日本銀行さんがなさいましたので、F.R.B.が取つていているインフレーションゴール政策と同じものであるというふうに解釈をされたことが原因であろうと私は思いますが、非常に大きな効果を上げたと思つております。

ただ、これをインフレ目標政策そのものとして見ますと、数値目標が物価一%というのでは低過ぎる、あるいはコミットメントが不足をしておる、さらに説明責任が特にないこと、そういった点で非常に不完全なものになつております。こういった不完全なものでも効果を發揮をしたというふうに私は考えております。

一部の学者さんたちは、インフレ目標なんといふのは政策として無効だとか、あるいは逆に、インフレ目標を導入すると直ちに物価が上がり、そのためには政策として無効だとか、あるいは逆に、打つときには、いや、必要ありませんと言つてはその展開レポートの中で明らかにしていきた

同時に金利も上昇をする、大変危険な政策である

というようなことを言つておられた方が大勢おりました。

私は、そうは思いませんけれども、しか

し、今回の状況を見ておりますと大変よく効いた

というふうに思うんですが、この点について、副

総裁、いかがお考えでしょうか。

○参考人(西村清彦君) それではお答えさせてい

ただきます。

二月の金融政策決定会合での決定の内容につい

て少し御説明させていただきたいと思いますが、

基本的に中長期的な物価安定のめど、先ほど御

指摘いただきましたそのめどを導入するとともに、当面は消費者物価の前年比上昇率一%を目指

して、それを見通せるようになるまで実質的なゼロ金利政策と金融資産の買入れ等の措置というこ

とによって強力に金融緩和を推進していくという方針を決定いたしました。

その後の金融市場の動きでございますが、市場

では、欧州債務問題をめぐるリスクの低下や米国

経済の改善の動き、特にデータの改善の動きを背

景に世界的に投資家心理が積極化してきて、その

ために世界的にリスクオンの流れが回復している

と、これが指摘されております。と同時に、日本

銀行の政策姿勢の明確化というのも市場から好意

的に受け止められているのではないかというふう

に考えております。

ただし、本当に重要なことは、日本経済のデフ

レ脱却と物価安定の下での持続的な成長の実現で

あるというふうに考えております。そのためには、

は、強力な金融緩和の推進に加えて成長力の強化

が重要な課題であるというふうに認識しております。

○金子洋一君 今のお話ですと、この政策が効いたのか効いていないのかということについては余

り言及なさつていよいよ感じがいたします。され

ば、私はそういう態度というのはいかがかなと

思います。というのは、昔、財務省が経済対策を

打つときに、打つ前には、いや、必要ありません

ん、必要ありませんと言つてはその点につい

は、いや、これはもう大きくて十分ですから必ず効きますというふうに言つていたんですね。

こういう態度が、一見ずうずく見えますけ

れども、やはり日本銀行の政策には必要だと思います

んです。こういう政策を打ちましたと、白川総裁

はその後で、いや、これは今までと実は、その当

日の記者会見ですか、今までとほとんど変わりま

せんみたいなことをおっしゃっているんですが、

それではわざわざ打った政策の効果を自らそいで

しまう。それは大変残念なことでありますとともに

に、私どもにとつても、そんなことでいいのかな

と思わせるものがあるわけであります。

では、その点につきましてはちょっとさておか

せていただきまして、あと、このめどの一%とい

う計算の中には、これは、二〇一五年に消費税が

引き上げられたような場合には、その消費税の引

上げ分の効果というのは入れないということによ

るらしいわけですね。

○参考人(西村清彦君) 日本銀行は、中長期的に

見た物価安定というのを重視して金融政策を運営

しております。したがつて、念頭に置いておりま

すのはあくまでも基調としての物価の動きという

ことですから、消費税率を引き上げた影響を除い

た基調としての物価の動きというふうにお考へい

ただきたいたいと思います。

○金子洋一君 その点は安心をいたしました。

ただ、私の記憶では、二〇一三年度の消費者物

価指数の上昇率を日本銀行さんは〇・五%だと予

測をしておられたと思うんですが、これはそのままになりますですか。それとも、一%のめどを新たに公表された、これは審議委員の予想の平均値

ではなくて日本銀行の予想、予想というかプロ

ジェクションということですから、一%を明確に

日本銀行として打ち出されたというわけですか

書き換えるんでしようか。

○参考人(西村清彦君) 展望レポートをこれから

検討していく時期でありますので、その点につい

てはその展望レポートの中でも明らかにしていきた

いと、どうふうに考えております。

ただ、消費者物価の前年比上昇率で、中長期的

な物価安定のめどというの、明確に消費者物価

の前年比上昇率で二%以下のプラス、当面は一%

をめどとすることを明示しておりますので、当然

これに基づいて点検していく形になるとい

うことを申し上げたいと思います。

○金子洋一君 是非とも政策効果を削減しないよ

うに、きちんと検討していただきたいと思います。

○参考人(西村清彦君) 事実を申し上げたいと思

いますが、日本銀行はまず、残存期間が十年超の

ものを含めて、年間、現在二十一・六兆円の国債

を成長通貨を供給するという観點から買い入れて

おります。それに加えて、包括的な金融緩和政

策、このフレームワークの下で長期国債の保有残

高を本年末には十九兆円まで積み上げる予定で

あります。

こうした中で、日本銀行による長期国債の買入

第五部 財政金融委員会会議録第四号 平成二十四年三月二十八日【参議院】
いざれにしても、こうしたような分割納付方式を含めて、事業主に対しまして基金の解散について必要な助言を丁寧に行つていただきたいというふうに考えております。

れは月間で三・三兆円、年率換算で約四十兆円という大規模なものになります。これは、市場との関係で万が一にも市場の信認が失われるということがありますと、これは万が一でも市場の信認が失われるとその回復が容易ではないということを考えますと、こうした大量の国債買入れが私どもとしましては財政ファイナンスとの誤解を招かないよう留意するということが必要だと思っております。そういう下でデフレ脱却に対する適切な政策運営というものをこれから遂行していきたいというふうに考えております。

○金子洋一君 いや、政府は毎年十兆円ぐらい財政再建をすると言つておられます。

幾ら買つても財政ファイナンスになんとなるわけないですよ。要するに、シーリングをつくってそれ以上国債は発行しませんと言つておられるから、どう考えたって、幾ら買つたってそれは財政ファイナンスのわけありません。そこは一歩進んでがんがん買いに行くというようなことをしなければいけないと私は思います。

じゃ、仮に、そのバランスシートを拡大をしないといふうにおっしゃっているんだろうと思いますけれども、その場合、短期のものから長期のものに持つておられる国債の比率を変えていくという、今F.R.B.がやっているツイストオペというような手法があるわけですから、これを是非取り入れていただきたいはいかがでしょうか。

○参考人(西村清彦君) まず一点、日本銀行のバランスシートの問題ですが、実は資産買入れ等の基金を通じた金融資産の買入れは、本年末をめどに残高ベースで六十五兆円程度買入れするという形になつておりますので、これを昨年末時点の基金の残高四十二兆を差し引けば、本年中の残高の増加額は二十三兆という形になりますから、ネットではばそれくらいのバランスシートの拡大が行わるというふうに考えております。

二十一・六兆につきましては、これは償還もありますので、これに関する最終的な仕上がりというのは分かりにくいくらいですが、いずれにしまし

ても、先ほど申し上げました包括緩和のフレームワークの下での資産買入れの部分に関して見ますと、これはバランスシートの拡大になるというふうに考えております。

それから、ツイストオペレーションの件なんですが、これは我々の基本的な考え方は、包括緩和の金融緩和のフレームワークでは、残存一、二年のところに言わば力を置くことによって、それがイールドカーブの動きを通じて長めにも影響を及ぼすという形で考えております。このやり方は、今までのところ、イールドカーブは非常に低位で安定しており、実際、十年物の利回りは米国よりははるかに低い水準で推移しております。

この点、仮にオペレーションツイストというようなものを行つた場合には、これは仮にですが、リスクを冒す必要はないというふうに考えておりまして、緩和的な金融環境を維持するためには、時間軸効果や中短期ゾーンの金利を低位に安定させ、それによつて、イールドカーブを通じて全体に影響を及ぼすという形の現在の方法が有効であるというふうに現在のところは考えております。

○金子洋一君 何だかゼロ回答のような感じで、大変残念でございます。

そこで、財務大臣にお尋ねを申し上げます。

景気を良くするためには、財政政策か金融政策かしか取る方法はありません。消費税を引き上げまして財政再建に赴くということは、財政政策は実質的に使えないということあります、その是非は問いませんが。となれば、使えるのは金融政策だけになります。

そこで、例え前原政調会長は、日本銀行とアコードを結ぶというようなことを日ごろからおつしやつておられます。そうしたアコードを結んで、インフレ目標ですか、あるいは量的緩和政策だけになります。

そこで、大臣、昨日未明まで民主党内で様々な議論が争をやらせていただきましたが、その例えでいえば、しかし財政政策も重要ですので、復興の予算の話をしましたが、全国防災等の事業についても適時やはり必要なものについてはやることで結果として国内需要を刺激をしていったり、それから金融緩和も当然、適時適切に今まで日銀も取り組んできましたけれども、そうしたものが相まって日本経済をやっぱり上昇傾向に現時点では、そういう意味であえてそういったふうなものを行つた場合には、これは仮にですが、リスクを冒す必要はないというふうに考えておりまして、緩和的な金融環境を維持するためには、時間軸効果や中短期ゾーンの金利を低位に安定させ、それによつて、イールドカーブを通じて全体に影響を及ぼすという形の現在の方法が有効であるというふうに現在のところは考えております。

○金子洋一君 何だかゼロ回答のような感じで、大変残念でございます。

そこで、大臣、おはようございます。自民党の愛知治郎でございます。

質問の機会をいただきましたので、今日は、前回質問させていただいたんですが、そのときになかなかできなかつた、時間の制約があつてできなかつた質問を中心質問をさせていただきたいと思います。

また、私自身、今この時期ですので、委員会様々重なつておりましたので、昨日なんかは復興特の筆頭理事をしておりましたのでここでの議論が聞けなかつたので、ちょっとと重なるところがあつたらそれは恐縮ですので、改めてお答えをいたきたいと思います。

前回の引き続きの議論をしたかつたんですが、そこで財務大臣のそうした景気回復策に関する御所見を、恐縮です、時間的制約がございまして、端的にお尋ねでなければと思います。

○国務大臣(安住淳君) 昨日、西田先生と牛馬論争をやらせていただきましたけれども、その例えでいえば、しかし財政政策も重要ですので、復興の予算の話をしましたが、全国防災等の事業についても適時やはり必要なものについてはやることで結果として国内需要を刺激をしていったり、それから金融緩和も当然、適時適切に今まで日銀も取り組んできましたけれども、そうしたものが相まって日本経済をやっぱり上昇傾向に持つていかなければならぬと、そのためには様々な分野から御提言をいただきながら、私は、やっぱり内需の拡大に向けてできるだけのことはやらせていただきながら、両輪でやっていきたいと思っています。

○国務大臣(安住淳君) 民主党においては、三月十四日以降、連日にわたりまして精力的な議論をいたしました。昨日未明、一体改革閣連法案の事前審査が終わったと承知をしております。

本当に消費税を上げるというのは大変なことで、単に緊縮をするというよりは、私は、やっぱり内需の拡大に向けてできるだけのことはやらせていただきながら、両輪でやっていきたいと思っています。

○金子洋一君 政府と日本銀行がアコードを締結をしていただきて強力な政策を実現していくたくことをお願いを申し上げさせていただきまして、終わらせさせていただきます。

ありがとうございます。

○愛知治郎君 おはようございます。自民党の愛知治郎でございます。

質問の機会をいただきましたので、今日は、前回質問させていただいたんですが、そのときになかなかできなかつた、時間の制約があつてできなかつた質問を中心質問をさせていただきたいと思います。

では、まず前回の続きをなんですが、その前に改めての基本認識を伺いたいと思います。

安住大臣、野田内閣、昨年、菅内閣から引き続きました民主党政権として誕生したわけでありまされども、この野田内閣の最大かつ最優先の課題とは一体何でしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 震災復興が何といつても大事でありますから第三次補正を編成をしたとい

うことでござります。そして、景気をやはり底上げをしなければならない。これは日銀と一体となつて株価を含めてやはり上昇傾向に乗せないと

いけないと。そういう中で財政再建も含めて社会保障の充実をやつしていくことだと思います。

○愛知治郎君 その最大かつ最優先ですね、第一に出てくるのは東日本大震災からの復旧復興でありますけれども、三次補正、確かに編成をして、我々も協力して成立をさせたわけですから、これでもうその目的は達成されたと考えるんでしょか。東日本の大震災からの復旧復興、一定のめどが付いたと考へておられるのでしょうか。

○國務大臣(安住淳君) 三次補正は必要な予算ではありますけど、それで十分だという認識を持つている国民はいないと思います。

○愛知治郎君 当然、我々は被災地出身の議員としても、全くまだ道半ばである、めども立っていないということは共通の認識を持っていると思うんですが。ところが、こういうふうに我々も期待をしていた、この問題、徹底的に取り組んでいかなくちゃいけないと思っておるんですが、野田総理の頭はいつの間にかこの復旧復興から消費税一色になつて、全てがこの議論ばかりになつていて。消費税増税に政治生命を懸けると言つておるところからもうかがえるんですが、ちょっと趣旨が変わつてきてるんじゃないかと思います。改めて、これは安住大臣、個人的な話で恐縮でありますけれども、安住大臣が財務大臣に任命された、頑張つておられると思うんですけれども、今まで財政金融委員会に所属したことでも多分ないと思いますし、そついた経済問題、精通されてるという話は聞いて私は少なくともおらなかつたんだですが、個人的な見解で結構であります、安住大臣が財務大臣に任命をされた、この理由は何であるとお思いですか。

○國務大臣(安住淳君) 分かりません。任命権者

に聞いてください。

○愛知治郎君 いろんな事情はあると思うんですけど、一点は、やはり被災地出身の議員であるといふことで、被災地に向けて、これ財政的な支援もしっかりとしていくべきだということでわざわざ被災地出身の財務大臣を任命された、私は大きな理由の一つにそれが入っているとは思うんですが、改めて伺いたいと思います。

今回の復興交付金の配分結果について、宮城県では五七%、安住大臣の出身である、御地元である石巻においてはたったの三一%しか……

○國務大臣(安住淳君) 五六% 石巻。

○愛知治郎君 分かりました。それも含めて、改めてこの結果についての見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 石巻の要請したものについてはほとんど、必要なものについては認められております。道路関係とか、まだ整備も場所も道路の予定も決まっていないところの申請を出したものは却下したということですから、この間も申し上げましたけれども、それで政府が駄目だといふのも当らないと思いますし、宮城県と国でよく調整をしながらできるものから順次やつていけば、その予算を有効に使つていただけると思います。

○愛知治郎君 その点について、一概に全て駄目だと言つていいわけではないというのはもう聞い

ます。その予算を有効に使つていただけると、ふうなつもりで今質問をしているのではありません。今後に向けてどのような取組をしていくべきか、前向きな議論をしたいと思って今の質問をさせていただいておるというのは理解をしていただき上げたわけです。

○愛知治郎君 単に私自身も批判をしようというふうなつもりで今質問をしているのではありませんから、私は決してお互にいつづけをしたりするのではなく、今はまだ整備も場所も道路の予定も決まっていないところの申請を出したものは却下したということですから、この間も申し上げましたけれども、それで政府が駄目だといふのも当らないと思いますし、宮城県と国でよく調整をしながらできるものから順次やつていけば、その予算を有効に使つていただけると思います。

○愛知治郎君 その点について、一概に全て駄目だと言つていいわけではないというのはもう聞い

思います。

○國務大臣(安住淳君) 先般お答えしたとおりです。これは私の所管でございませんから、復興庁では非そういうことをちゃんと地元の自治体と調整をして、三ヶ月、一年、それから一年後、ちゃんとできること、それから積み上げてやらなきやいけないことをやっていけば、岩手県のようにそこは打合せをやれば十分高台移転や道路の予算などできることをやつて、岩手県のようにそのことは通つていくわけですから。

それから、申し上げておきますけど、一兆五千億もあつて、最初の三千億だけをもつていろいろ批判をしたりするのではなく、私は決してお互いにいつづけでもないし、国にとつても宮城県にとても反省すべきところはありますということを申しあげたわけです。

○愛知治郎君 単に私自身も批判をしようというふうなつもりで今質問をしているのではありませんから、私は決してお互いにいつづけをしていくべきか、前向きな議論をしたいと思って今の質問をさせていただいておるというのは理解をしていただきたく思っています。

○愛知治郎君 原因の一つに、人員不足でなかなか調整が付かない、余りにも膨大な事務量で打合せもできないという話も聞いております。この点についてはどう考へるか、お考へを伺いたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) これは、宮城県もさることながら、小さな田舎町ほど大変なんですね。宮城県でやついただきながら、全体にマンパワーの充実をやつぱり短期間で図つていきたいと思います。

○愛知治郎君 この点では、お互い地元、被災地出身の議員ということでのいろいろ問題は共有していると思いますが、例えば宿泊施設がないおかげで三陸道等々も仙台から毎日毎日大渋滞を引き起こしているような、物理的にも非常になかなか難しい状況が、そういう渋滞等のいろんな問題が起きてるということでもございますので、解決をしていかなければいけないと思います。

○愛知治郎君 また、人員不足、これは地方の行政にたけている方も多いと聞いております。

城県でもそうですが、市道、県道の工事が未達に終わると、これ入札できないような状態になつてゐると。

ですから、そういう点では、国の職員もさることながら、地方自治体のやつぱり業務運営にたけているような方々を全国から応援をいただいた方がいいと思うんですね。そういうことは総務省を通じて今声を掛けさせていただいておりますので、マンパワーの不足を是非解消してもらいたい

と。このことをやるときに実は最大のそしてもう一つネックがあります、例えば私の地元では宿泊施設がないんですね、この応援に来てもらう職員の方の。ですから、今例えば石巻市でも女川町でも大変、そういう応援に来て、ただく職員の方をおもに泊まる場所がないというので大変苦労をしておりますから、例えば石巻市でも女川町でありますから、そういうときのやりくりとして、例えば隣の涌谷町とか美里町等にもやつぱり宿舎を確保していただいて、そういうことの調整も宮城県でやついただきながら、全体にマンパワーの充実をやつぱり短期間で図つていきたいと思います。

○愛知治郎君 この点では、お互い地元、被災地出身の議員ということでのいろいろ問題は共有していると思いますが、例えば宿泊施設がないおかげで三陸道等々も仙台から毎日毎日大渋滞を引き起こしているような、物理的にも非常になかなか難しい状況が、そういう渋滞等のいろんな問題が起きてるということでもございますので、解決をしていかなければいけないと思います。

また、人員不足、これは地方の行政にたけている方も多いと聞いております。

○愛知治郎君 そのため、これは中央の官僚なんかも大分少ないんじやないかと思いますが、この人員不足について改めると、これは中央の官僚なんかも大分少ないんじやないかと、その点を十分注意して、県民の皆さんに県も国もやっぱり不安を惹起させないようにやつていかなければいけないと思っておるという

です。今後そのことがないように、前回の答弁でも、前さきが一言で言うと悪かったんじゃないかと、その点を十分注意して、県民の皆さんに県も国もやっぱり不安を惹起させないようにやつていかなければいけないと思っておるという

ですから、できるだけ総務省を通して、今私どもの役所からも岩手県の方の自治体等にも行かせていただいて、四月に例えばその中に副市長になさせていただいて地元に貢献するような若手官僚もおりますし、そういう意味ではやっぱり、今愛媛さん御指摘のように人的な確保をしないと、宮

いろいろ議論があつた上で今回削減をせざるを得な



く、ここでその前向きな話がなぜ出てこないのかな。積極的に採用したいという気持ちだけでもいいんですけれども、両大臣から聞けなかつたのは残念に思います。

では、公務員の人事費削減、全体の話なんですねけれども、この前もちよつと質問させていただきましたが、改めて、この復興特別会計に一般財源分から入れておりますけれども、今回の公務員の人事費削減分はいずれこの復興特別会計の一般財源の部分に繰り入れられるのか、見解を伺いたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) 今回、与野党的協力を得まして成立した給与改定臨時特例法は、昨年の人事院勧告に鑑み給与の改定について定めるとともに、我が国のがんじい財政状況と東日本大震災といふ未曾有の国難に対処するため、臨時異例の給与減額支給措置を平成二十四年四月から二十六年三月までの二年間講じるものであります。

この法律の趣旨を踏まえ、給与減額支給措置による影響額については、集中復興期間中の復旧復興財源に充てることとしておりますから、御指摘

ましては税外収入と、そしてこの財源もあります。

それから、子ども手当の減額分、それからもちろん復興特別所得税、それから法人税等々で賄うと

いうことですから、それは三党で合意したことに基づいてということだと思います。

○愛知治郎君 いやいや、復興特別税について、

また税外収入とか復興債についてはこれは分かりやすく区別しておるんですけども、一般会計から

の練入れですね。例えば、子ども手当見直し、高速無料化の見直し、エネルギー対策特別株式売却収入等々ですね。この一般会計からの練入れといふのを何か明確な根拠があるのか、その都度政治的な判断でやるのか、考え方を伺いたいとい

うことであります。

○國務大臣(安住淳君) いやいや、ですから、昨

年の三党合意に基づいてこれを実施するとなつて

いるわけです。例えば、高速道路の無料化につきましては、昨年の八月九日の三党合意において平

成二十四年の概算要求に計上しないこととされました。これを受けて、復興特別会計の歳入として

一千二百億円を計上していると。子ども手当も同じでございます。

ですから、そういう点では与党側が一方的にやつたのではなくて、愛知さんも所属している党

も合意をしてこういうことになつたということを

ではないかと思います。

○愛知治郎君 この復興特別会計に関する言え

ば、復興に対する経費は明確に透明化を図らなく

てはいけないということではあつたんですね。

&lt;/div



好転させることを前提としてというのがあるんですね、そこの中でも、今の経済状況を改めて安住大臣の見解を伺いたいんですが、経済状況は今いいんでしょうか、好転しているんでしようか。認識を伺いたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) 現時点でということですが、昨年の我が国の経済というのは、東日本大震災の影響、それからタイの洪水等サプライチェーンの大変な分断等がありまして大変厳しい状況ではありました。しかし、今年に入つてからも欧洲の債務危機問題や様々な外的要因はありますけれども、株価の上昇や、いつときの超円高状況からは金融緩和等を含めて様々な対応をしてきたことで少し緩和はしておりますので、そうしたこと

が要因となって、少なくとも昨年の最悪の状態、またリーマン・ショックの最悪の状態からは脱しつつあるのではないかと思っております。

○愛知治郎君 では、この附則百四条に書いてある経済状況を好転させることを前提としての要件は満たしているという認識でよろしいんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) これは、以前、塚田さんの質問もありましたけれども、あの当時でいえば二十年、二十一年、二十二年なんです。二十一年、二十一年はマイナスでしたが、二十二年の麻生さんのときはこれはプラスに転じているんですね。ですから、あの状況からの法律での附則を読めば、あれは今の三年ではなくて、あの時点から三年で考えれば、私は御党であればやはり消費税の引上げ法案を出された可能性はあると思っています。

なお、私どももデフレの脱却、経済の好転、そういうことは今回も大変な議論をしましたので、そうしたことも党の昨日の合意に基づいて、書面

はまだ見ておりませんけれども、提案をされておるということですから、そうしたことは十分勘案をしながら対応したいと思います。

○愛知治郎君 書面はまだ見ていないということだったので、ちょっとその景気の弾力条項について見解を伺いたいと思っていますが、その内容については御理解をいただいていることとでしようか。

○国務大臣(安住淳君) 報道は聞いておりますけれども、昨日、政調会長が取りまとめられたこと

について、まだ、政調役員会は正式に今日だと聞いておりますので、それを受けて政府側に説明があると思います。

○愛知治郎君 その内容はまだ正式に把握をしていない、その状況でもう今国会、閣議決定をして出す、今年年度内に出すという御答弁をされたということによろしいんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 政府・与党一体ですか

した議論をさせていただきたいというふうに思います。

時間がそろそろ来ましたので、具体的な政策について全く分からぬと言われるともう議論ができることがありますけれども、分かっている範囲

で結構です。その用途について、前回も質問させていただきましたけれども、国税の分についての消費税の用途、これはどのような目的で使われるのか、伺いたいと思います。

○国務大臣(安住淳君) これはできれば、事務方からも言いましたけれども、厚労省なりの関係者、所管大臣を是非、所管省庁を呼んで質疑をしていただいた方が私は内容は充実すると思います。

あえて私に答弁するようにという御指示でござりますから、ちょっと長くなりますが答弁しますと、今回の「一体改革」における社会保障については、既に「一体改革大綱」において示されているところからも言いましたけれども、厚労省なりの関係者、所管大臣を是非、所管省庁を呼んで質疑をしていただいた方が私は内容は充実すると思います。

あえて私に答弁するようにという御指示でござりますから、ちょっと長くなりますが答弁しますと、今回の「一体改革」における社会保障については、既に「一体改革大綱」において示されているところからも言いましたけれども、厚労省なりの関係者、所管大臣を是非、所管省庁を呼んで質疑をしていただいた方が私は内容は充実すると思います。

○愛知治郎君 実は、先ほどの自民党での税調での議論という言葉がありましたが、徹底して議論がされ、私自身は、いろんな考え方ある

と思うんですけど、消費税自体はやっぱり議論していかなくちゃいけないと考えています。それを無視して消費税を全く上げないで済むとは考えておりませんが、そのときの状況にもよりますし、また、どのような形で消費税、大事な大事な国民の

もそろした意味では、社会保障目的税化をしまして、いわゆる国分について、また地方分についても基本的にはそうしたことに使わせていただく

ということになると思います。

○愛知治郎君 地方分については総務省に来ていただいておりますので、その内容について伺いたいと思います。

○政府参考人(平嶋彰英君) 愛知先生の御質問にお答えいたします。

今回の社会保障・税一体改革の御趣旨は、大臣が御説明されたとおり、社会保険の安定財源の確保と財政健全化の同時達成ということでございまますので、そのため、社会保険・税一体改革大綱におきましては、地方分につきましては現行分の

プロセスについて十分な議論をして、その先のことをも踏まえた上ででの議論がされたと私は思つていいをするのが筋だと思っていますから、その点については不十分だと。

私は、この大臣の答弁もその点については随分いいかげんな形で、しっかりと何も決まりませんから、その点については不十分だと。私は、この消費税、我々も今のところで、今の段階では賛成するわけにはいかないと思いますので、徹底

消費税収一・二%分でございますが、これについては、国の消費税法第一条第二項に規定する経費その他の社会保障策に要する経費に充てるという

ことで、この旨を地方税法に明記する方向で現在検討が進んでおります。

続きまして、地方交付税分でございます。地方交付税分につきましては、地方交付税法第三条第二項におきまして、それぞれの地方団体への交付

に当たっては用途を制限してはならないというこ

ととされておりますので、また、その枠組みは変更しないということとされておりますので、消費

税の交付税法定率分の用途の明確化についてはそ

の総額ベースで整理することいたしまして、具

体的には、法定率分と引上げ分の地方消費税の総額を社会保障施策に要する経費、あるいは国と同様、社会保障四経費にのつとった範囲内の社会保

障給付との総額を全国ベースの決算及び地方財政計画の段階において比較して、それぞれの範囲内

であることを明確にすること、すなわち社会保障財源化はされているということを確認するとい

ことを予定しているところでございます。

いずれにしても、国、地方を通じて、現行の地方消費税を除く地方消費税の全額が、官の肥大化には使われず、國民に還元されることが分かりやすいう形で示せるようにしてまいりたいと考えております。

○愛知治郎君 その社会保障目的分ですね、具体的にはどのような形になつていて、今の時点

で決まっているのか、お伺いしたいと思います。

○政府参考人(平嶋彰英君) 今御説明しましたとおり、地方消費税の一・二%分につきましては、

消費税法第一条第二項に規定する経費その他の社会保険策に要する経費に充てなければならない、充てるものとするという形で条文化する予定でござります。

○愛知治郎君 社会保障政策の具体的な中身です。どういった項目に使われるんでしょうか。

○政府参考人(平嶋彰英君) これ、社会保障施

ということです。

具体的に申し上げますと、まず引上げ分の地方



させて P.D.C.A サイクルを回していくべきであると思います。

聞くところによると、一部の自治体における人件費の算定方法について、とても国民の理解を得ることは難しいというような方法で算定をしてい

るところ、逆に厳格になり過ぎて予算が不足するような自治体もあると聞いております。この件について総務省の御見解をお伺いしたいと思

ます。

○大臣政務官(福田昭夫君) お答えをいたしま

す。

執行経費基準法については、原則として三年ごと、参議院議員通常選挙が実施される年に、公務員給与の改定、諸物価の変動及び各地方公共団体における選舉執行の状況を踏まえ、所要の改正を行つてきたところでございます。

現在、国会において継続審議となつてゐる改正法案は、平成十九年の参議院議員通常選挙終了後、全市町村を対象に、開票所の事務従事者数の配置状況、開票事務に要する時間等について実態調査を行い、その結果等を踏まえ、投票所経費、開票所経費等について所要の改正を行うこととしているものでござります。

国政選挙の執行経費の基準額については、今後とも、選挙終了後、各選挙管理委員会における選挙事務や選挙経費の執行実態を調査をし、その結果を踏まえ所要の見直しを行うこととしており、御指摘の趣旨に沿つた対応をしてまいりたいと考えております。

○竹谷とし子君 ちょっとと安住財務大臣には通告していませんですけれども、法律を通ささえすれば十二億円が削減できるという法律を放置しているということについて、これ率直に国民に謝罪を

ますけれども、この件について安住財務大臣、御見解をいただけますでしょうか。

○國務大臣(安住淳君) その点だけそういう視点で見れば確かにあります。

ただ、私はまだ十七年目ですけれども、こうい

う解散に伴う、例えば急遽の、法案が成立をしなかつたり、また今選挙のお話ありましたけれども、やはりその直前になつて法案が流れるという

ことは結構あるんですね。ですから、そういう点では、その時々の政権において、それを無駄だと言わればそれはおわびもしないといけません。

このことに関して言えば、今御主張のようなことであれば、確かに成立を図れば執行が十二億円無駄にならなかつたということです。

それは事実だと思いますが、やはり時の政治の中でも、過去にも多々そういうことがありましたから、できるだけそうした選挙関連、特に参議院の場合は通常選挙でございますので、早め早めの法案の処理をしていくということを心掛けていかなければならぬのではないかと思います。

○竹谷とし子君 無駄遣いを削減するということが民主党政権の看板政策の一つでもあつたと思いますけれども、やはり努力が全く感じられないというふうに私は思います。

二つ目の事例として、住民移動に伴う手続について取り上げさせていただきます。

最初に、総務省に直近の国内での住民移動の人数についてお伺いいたします。

○政府参考人(福井武弘君) お答えをいたします。

私どもの総務省統計局で取りまとめております住民基本台帳移動報告、平成二十三年結果によりますと、昨年一年間に市区町村をまたいで移動し

た移動者数の総計でございますが、五百四万四千三百三十九名になつてございます。この内訳でございますが、都道府県間の移動者総数が二百三十

三万八千五百十九人、都道府県内の移動者数が二百七十九万五千七百二十人となつてございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

全国で年間五百四万人を超える方が住所を変更しているということですが、転出、転入の手続、各市町村の役所で行われています。転入に伴つて

様々な行政サービスを新しい住民の方に市町村、提供するわけですが、その中には所得制限や所得によって保険料の額が変わってくるものというのも、日本全国で見れば大きなロスが発生している

があると思います。  
そこで、厚生労働省に、市区町村が提供する行政サービスで所得情報が必要な行政サービス、代表的な事例分かりましたら、件数についてお伺いいたしたいと思います。

○政府参考人(石井淳子君) お答え申し上げます。  
給付手続で他の市町村が保有をする所得情報を確認する事例としまして、例えば児童扶養手当の受給者が住所を変更し、現況届、これは毎年八月に行つていただいておりますが、その際に変更前の住所地での所得情報確認する場合がございます。その際、受給者には変更前の住所地の市町村が発行する所得証明書を提出していただくことに

なっております。

○政府参考人(向井治紀君) お答え申し上げます。

現在、国会に提出しておりますマイナンバー法案におきましては、この法案又は地方公共団体の条例で規定いたしました社会保障、税分野等での住所地での所得情報確認する場合がございます。その際、受給者には変更前の住所地の市町村が発行する所得証明書を提出していただけることになります。

このような児童扶養手当での手続で変更前の住所地での所得を確認した件数については、誠に申し訳ございませんが、把握いたしておりません。

○竹谷とし子君 介護保険などはどうですか。

○政府参考人(石井淳子君) 介護保険につきましても、幾つか所得に関連して所得情報を必要とし、また、他の市町村に転入をした場合に情報を入手する必要がありますが、その件数についても把握できておりません。

○竹谷とし子君 政府の方では件数を把握できていませんけれども、行政サービスに所得情報が必要となることはたくさんある

わけです。ただ、この所得情報は引っ越しをする

れば自動的に情報が前の住所地から新しい住所地の自治体に引き継がれるようにはなつていません。

必要に応じて新しい住所地から前の住所地の自治体に照会をして教えてもらつていて。そして、も

らった情報などを入力するというような業務が現場では発生していると思います。

○竹谷とし子君 このマイナンバーの稼働につい

てはこれからだと思いますけれども、政府の予定どおりに行われるとしても数年間は時間が掛かります。この間、実質的に同じような機能を果たす

ために、転出手続の際に取得する転出証明書に所

得証明書を添して、それを新住所の役所に提出して入力をしてもらうということで、重複してい

思います。  
そこで、現在、内閣府の方で検討を進められているマイナンバー、このマイナンバーでは所得情報を自治体間でシームレスに引き継ぐことができるのでしょうか。そのシステムはいつごろを想定していますでしょうか。内閣府にお伺いいたしま

す。

○政府参考人(向井治紀君) お答え申し上げます。

現在、国会に提出しておりますマイナンバー法案におきましては、この法案又は地方公共団体の条例で規定いたしました社会保障、税分野等での住所地での所得情報確認する場合がございます。その際、受給者には変更前の住所地の市町村が発行する所得証明書を提出していただけることになります。

したがいまして、個人が転居した場合でございますが、現住所地の市町村長は前の住所地の市町村長に対しまして、マイナンバー法で認められた事務処理に必要な限度で、この番号を活用いたしまして個人の所得情報を照会、把握することができる

ます。これらの転居に伴う情報のやり取りというのは、マイナンバー法におきます事務処理に必要な限度で、この番号を活用いたしまして個人の所得情報を照会、把握することができる

ます。これが可能になるということです。

それで、いつからかということです。

が、この法案が通りました暁には、平成二十八年七月に地方自治体間におきまして運用を開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

して、そういう意味では、所得情報の引継ぎ、照会は可能になるということです。

それで、いつからかということです。

が、この法案が通りました暁には、平成二十八年七月に地方自治体間におきまして運用を開始できるよう準備を進めてまいりたいと考えております。

○竹谷とし子君 このマイナンバーの稼働につい

てはこれからだと思いますけれども、政府の予定

どおりに行われるとしても数年間は時間が掛かります。この間、実質的に同じような機能を果たす

ために、転出手続の際に取得する転出証明書に所

得証明書を添して、それを新住所の役所に提出して入力をしてもらうということで、重複してい

でもできると思います。

このような運用改善について、総務省の御見解をお伺いいたします。

○大臣政務官(福田昭夫君) お答えをいたしま

す。御提案のように、転出届の際に、転出元市町村が転出する住民の所得情報を添付し、転出先市町村に提出することとすれば、転出先市町村の業務効率の向上に一定の効果があるものと考えられます。

その一方で、住民の転出の都度、必ず所得情報を添付し、転入の際に所得情報を受け取つて管理することとするためには、全国の市町村でシステム改修を行い業務フローを見直すなど多大な負担が生じるものと考えられます。また、転出先市町村が必ずしも所得情報を保有する必要がないケースも含めて、一律に転出先から所得情報の提供を受けることが適切かどうかといった議論もあるものと認識をいたしております。

住民の方が転出された場合において、行政サービスを提供するために転出元市町村が把握している所得情報を取得する必要が生じるケースは、国、地方を通じて様々な場合が考えられることから、マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報の保護に十分配慮しつつ、効率的な情報連携を行う情報連携ネットワークシステムを構築し業務効率の向上を図つてまいりたいと考えております。

○竹谷とし子君 先ほど厚生労働省さんに答えていたいたように、件数を把握してないんですよ。だから、どれだけ効率化されるかということは政府としてまだ全然分かつてないわけなんです。それをきちんと調べた上で、全国的に調べなくては、一県モデル的に見れば分かるわけですか、それをやるべきかどうかという検討をするべきではないかというふうに私は国民目線から見て思っています。

一般の企業であれば、いろんな業務削減の努力をしています。公務員、また公務員人件費の削減ということを今言われていますけれども、今は國家公務員、そして地方公務員でも各自治体で様々

努力をされて、人数を減らしたりとかということをされています。私は、当然、それに見合った業務の削減といつものを行つていくべきであると思

います。財務省としては、予算を査定する際に、総額をカットして事足りりとするのではなくて、業務の削減、効率化を促して評価するような査定

をしていくべきであるというふうに思います。これをお願ひしまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○中西健治君 みんなの党の中西健治です。

本日は、歳入庁についてお伺いしたいと思いま

す。

御承知かと思ひますけれども、みんなの党は、三月十五日に歳入庁設置法案、これを参議院に提出をいたしました。政府の方もここに来てようやく前向きに検討をしているというようでありまし

て、今回の消費税増税法案、附則になるのが本則になるのかは分かりませんけれども、歳入庁創設

の検討作業を進めて必要な措置を講ずるというよ

うな文言が明記される方向で調整されているとい

うふうに伺つております。

そして、先週の木曜日、三月二十二日には、み

んなの党が全国会議員に呼びかけた勉強会、これ

を行いましたけれども、民主党、自民党、社民

党、そして新党きづなの各党を合わせて百名にも及ぶ議員とその代理の方が出席されました、賛成

意見が相次ぎました。

最終的にこの歳入庁はどういう形になるのかはまだお答えいただけないということだと思いますけれども、本日は歳入庁創設にかかる財務大臣

及び議員とその代理の方が出席されまして、賛成

意見が相次ぎました。

○國務大臣(安住淳君) 私個人の意見は別とし

て、財務大臣でござりますので、このことについ

ては、私が、五大臣会合のメンバーの一人でござ

いますが、申し上げておりますのは、作業チームで

でこれからメリット、デメリットを十分検討してもらおうと。そのための材料は十分私どもも出させ

てもらつて、以前、浅尾さんの衆議院での質疑等が本当に確實なのかどうかというのは、やっぱりメリット、デメリットをよく見てもらいたい。

だから、私にとつても、国の行政機関の長として申し上げれば、国民にとつてプラスになつていけばいいわけですから、何の前置きもなく、全部

円近い財源が出るというふうな御指摘もありました。事のやはり事実関係をよく確認をして、それに本当に説得力があるのかどうか。

また、過日、例えば、これは自民党の中川雅治先生だったと思いますが、そうした例ええばみんなの党の御主張に対して、法人の、実はピックアップの最初のベースとなるものというのは我々も実は法務省からいただいているものであつて、何もそれを一緒にしないと、財務省から、国税局から取る必要はない。そういう点では効率性を重視せよというような意見もありました。国会でも

様々な議論があると思います。

私自身も、現在、財務大臣として申し上げれば、やっぱり国税の仕組みというのは、長い間の高い専門性も蓄積をしてきましたし、ある意味でやっぱり信頼を国民から得て、伝統も積み重ねておりますので、社会保険庁の徴収と融合するとい

うことがどうのことなのか、そのプラスまたマイナス、そういうことも含めて是非議論して結論を得ていただければと思っております。

○中西健治君 そうしますと、議論をすることには前向きだけれども、設置することについては前

向きか後ろ向きかはまだ判断できかねると、そういうことでよろしいですか。

○國務大臣(安住淳君) よく分からぬといふことなんですが、率直に言つて、取りにくいところにもしつかり取りに行つて、取りにくいところに見えていたところ、社会保険

料未納も結構あるんですね、率直に。そういう

ときに、やっぱり国税庁はそこは強制権を持つ

私はNHKという組織にいましたが、やっぱり受

信料未納も結構あるんですね、率直に。そういう

ときに、やっぱり国税庁はそこは強制権を持つ

て、取りにくいくらいにあります。そういうところと、社会保険

や、例えばNHKのことを例に出すのが適當かど

うかは別ですけれども、融合することが本当に

いるんですよ。そういうところと、社会保険

や、例えばNHKのことを例に出すのが適當かど

うかは別ですけれども、融合することが本当にいるんですよ。そういうところと、社会保険の税収を上げることや社会保険料を上げるといふことが本当に日本の国の今の機構でいえば、それは社会保険料の安定にはつながりますけれども、税収のアップには私はつながらないと思ってるんです、全く別な話ですから。そういうことは十分議論をした上で、ワーキングチームでしっかりと政府として責任を持ったものを出したいたいということです。

○中西健治君 我々も税率がアップするというふうには思つておりません。社会保険料の取り漏れ、これを何とか改善することができるだうと、いうことが主眼になつておりますし、あと、使う方からすると、いろんなところに払いに行くのでではなくて、一か所に払いに行つた方がよっぽど利便性が高まりますよと、そういうふうなことを申し上げているのと、あとは行政の効率化になるだろうというふうに思つておりますが。

これだけ民主党の議員の方々が参加してくれたのは、やはり増税の前に社会保険料の徴収の効率化、取り漏れの向上、改善、こうしたことを行つた方がいいという意識の表れだというふうにお考えになりませんか。

○国務大臣(安住淳君) 行革の一つの方法としてこれが有力であると思っている方々が与野党にはいらっしゃるということだと思いますから、それは十分やつていただいていいんです。だから、私は別にそのことが駄目だとは全く思つていませんから、ワーキングチームを財務省としても立ち上げて参加を、そこに、政府が立ち上げたものに参加をするんですね。

ただ、要するに、じゃ、歳入庁のときの、問題点だけ言うわけじゃないかもしれませんけれども、じゃ、その年金機構の職員をまた国家公務員にするということになるんですけど、これ、御主張だと。それは増えるということにもなりかねないので、様々な問題があるので、よく一つ一つやっぱり問題をクリアにしていった方がいいのではないかということを問題提起しているわけです。

○中西健治君 今の点について申し上げますと、統合した上で職員の数というのは国税庁の職員の数を大きく上回らない、そのように効率化しているということを御理解いただきたいと思いま

す。

○國務大臣(安住淳君) それは、国税庁の人間は

うには思つておりません。社会保険料の取り漏れ、これを何とか改善することができるだうと、いうことが主眼になつておりますし、あと、使う方からすると、いろんなところに払いに行くのでではなくて、一か所に払いに行つた方がよっぽど利便性が高まりますよと、そういうふうなことを申し上げているのと、あとは行政の効率化になるだろうというふうに思つておりますが。

これだけ民主党の議員の方々が参加してくれたのは、やはり増税の前に社会保険料の徴収の効率化、取り漏れの向上、改善、こうしたことを行つた方がいいという意識の表れだというふうにお考えになりませんか。

○國務大臣(安住淳君) 行革の一つの方法としてこれが有力であると思っている方々が与野党にはいらっしゃるということだと思いますから、それは十分やつていただいていいんです。だから、私は別にそのことが駄目だとは全く思つていませんから、ワーキングチームを財務省としても立ち上げて参加を、そこに、政府が立ち上げたものに参加をするんですね。

ただ、要するに、じゃ、歳入庁のときの、問題点だけ言うわけじゃないかもしれませんけれども、じゃ、その年金機構の職員をまた国家公務員にするということになるんですけど、これ、御主張だと。それは増えるということにもなりかねないので、様々な問題があるので、よく一つ一つやっぱり問題をクリアにしていった方がいいのではないかということを問題提起しているわけです。

○中西健治君 今の点について申し上げますと、統合した上で職員の数というのは国税庁の職員の数を大きく上回らない、そのように効率化しているということを御理解いただきたいと思いま

す。

○中西健治君 まさか安住大臣も、財務大臣に

思うんです。

これは郵政改革だつて同じじゃないですか。

あれは五年やるといつて、あれは小泉総理はそれ

を無理だと思いますよ、それは。それからいうと、

じゃ年金機構の職員はみんな解雇をするというこ

とになるんじゃないですか。そういうことは世の

中にとって本当に常識的なのかどうかというの

は、私はあえて言えれば議論のあるところだと思いま

すよ。私はその点に関しては反対です。

○中西健治君 年金機構では、徴収部門に従事している人数というのはそんなに多くないというこ

とで我々はこういう提案を申し上げております

が。

一つお聞きしたいのは、そのことはちょっと離れて、二〇〇七年に民主党さんは歳入庁設置法案を出しています。その歳入庁設置法案では、歳入

府は内閣府の外局として設置されるということ

でしたけれども、これは党としてのお考へだったと

いうふうに理解しておりますが、それは変わった

んですか、変わつていいんですね。

○國務大臣(安住淳君) これは二〇〇七年に出

した法案ですが、今は政権与党として、これをどう

するかを作業チームで今から法案を含めてやるか

どうかをやるということです。

ですから、それは野党のときと与党のときと違

うのかというと、そうではないかもしれません。我々は現実にこれから、言わば与党として責任のある立場でありますから、そういう点では様々な点を勘案をしながら現実的な対応をやつぱりしていくべきだと思つていてるということをございます。

○中西健治君 そうしますと、内閣府の外局とい

うのは取りあえずは取り下げていると、そういう

ことですか、今の段階では。

○國務大臣(安住淳君) あらゆる予断を持たず

に、これから制度設計を含めて、また必要性も含めて考えるということですから、何か議論を聞いて

いると、我々も野党のときそうだったかもしだれませんが、何か財務省からそれ引き離せば行革に

なるんだみたいな感覚を持つているとすれば、そ

れは私の感覚とは違います。

今とても大変な業務量ですよ。それに職員をそのままにして徴収をするというのは、私は物理的に無理だと思いますよ、それは。それからいうと、

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

たように、国税庁の業務というのは、企画立案を

する言わば大蔵省の主税局とはまたこれは全然業

務内容は違うんです。そこで企画立案したもの

を執行していつたりしているわけで、私も財務大臣

であるなしにかわらず、税務署

国税庁のある

意味で役割というのは、私は自衛隊の信頼も高い

と思いますけれども、やっぱり税務行政というも

のは長年信頼

というのはあると思いますよ。

そこに、先ほどたしかA-I-Jの話どなったかな

さつたけど、これは党としてのお考へだったと

したけれども、これは党としての考え方だつたと

いうふうに理解しておりますが、それは変わつた

んですか、変わつていいんですね。

○國務大臣(安住淳君) これは二〇〇七年に出

した法案ですが、今は政権与党として、これをどう

するかを作業チームで今から法案を含めてやるか

どうかをやるということです。

ですから、それは野党のときと与党のときと違

うのかというと、そうではないかもしれません。我々は現実にこれから、言わば与党として責任のある立場でありますから、そういう点では様々な点を勘案をしながら現実的な対応をやつぱりしていくべきだと思つていてるということをございます。

○中西健治君 そうしますと、内閣府の外局とい

うのは取りあえずは取り下げていると、そういう

ことですか、今の段階では。

○國務大臣(安住淳君) あらゆる予断を持たず

に、これから制度設計を含めて、また必要性も含めて考えるということですから、何か議論を聞いて

いると、我々も野党のときそうだったかもしだれ

ませんが、何か財務省からそれ引き離せば行革に

なるんだみたいな感覚を持つているとすれば、そ

れは私の感覚とは違います。

○國務大臣(安住淳君) それは全然否

定しないんです。ただし、悪貨は良貨を駆逐する

という言葉もありますね。いや、ですから、別に

私はまたそれを否定しているんじゃないんです

よ。年金機構が今生まれ変わつて頑張ってやろう

といふ話になつてスタートしてまだ三年にもたつ

ていない中で、そこまで断ずるのもまたどうかと

思つうんです。

これは郵政改革だつて同じじゃないですか。

あれは五年やるといつて、あれは小泉総理はそれを

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

たように、国税庁の業務というのは、企画立案を

する言わば大蔵省の主税局とはまたこれは全然業

務内容は違うんです。そこで企画立案のものを

執行していつたりしているわけで、私も財務大臣

であるなしにかわらず、税務署

国税庁のある

意味で役割というのは、私は自衛隊の信頼も高い

と思いますけれども、やっぱり税務行政といふ

のことはありますよ。

それからいうと、それは企画立案をさせて

いるわけじゃないといつて、あれは小泉総理

がそれを

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

たように、国税庁の業務というのは、企画立案を

する言わば大蔵省の主税局とはまたこれは全然業

務内容は違うんです。そこで企画立案のものを

執行していつたりしているわけで、私も財務大臣

であるなしにかわらず、税務署

国税庁のある

意味で役割というのは、私は自衛隊の信頼も高い

と思いますけれども、やっぱり税務行政といふ

のことはありますよ。

それからいうと、それは企画立案をさせて

いるわけじゃないといつて、あれは小泉総理

がそれを

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

たように、国税庁の業務というのは、企画立案を

する言わば大蔵省の主税局とはまたこれは全然業

務内容は違うんです。そこで企画立案のものを

執行していつたりしているわけで、私も財務大臣

であるなしにかわらず、税務署

国税庁のある

意味で役割というのは、私は自衛隊の信頼も高い

と思いますけれども、やっぱり税務行政といふ

のことはありますよ。

それからいうと、それは企画立案をさせて

いるわけじゃないといつて、あれは小泉総理

がそれを

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

たように、国税庁の業務というのは、企画立案を

する言わば大蔵省の主税局とはまたこれは全然業

務内容は違うんです。そこで企画立案のものを

執行していつたりしているわけで、私も財務大臣

であるなしにかわらず、税務署

国税庁のある

意味で役割というのは、私は自衛隊の信頼も高い

と思いますけれども、やっぱり税務行政といふ

のことはありますよ。

それからいうと、それは企画立案をさせて

いるわけじゃないといつて、あれは小泉総理

がそれを

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

たように、国税庁の業務というのは、企画立案を所管外にするのは、私は物理的に無理だと思いますよ、それは。それからいうと、

じゃ年金機構の職員はみんな解雇をするというこ

とになるんじゃないですか。そういうことは世の

中にとって本当に常識的なのかどうかというの

は、私はあえて言えれば議論のあるところだと思いま

すよ。私はその点に関しては反対です。

○中西健治君 年金機構では、徴収部門に従事し

ている人数というのはそんなに多くないというこ

とで我々はこういう提案を申し上げております

が。

一つお聞きしたいのは、そのことはちょっと離れて、二〇〇七年に民主党さんは歳入庁設置法案

を出しています。その歳入庁設置法案では、歳入

府は内閣府の外局として設置されるということ

でしたけれども、これは党としてのお考へだったと

いうふうに理解しておりますが、それは変わつた

んですか、変わつていいんですね。

○國務大臣(安住淳君) これは二〇〇七年に出

した法案ですが、今は政権与党として、これをどう

するかを作業チームで今から法案を含めてやるか

どうかをやるということです。

ですから、それは野党のときと与党のときと違

うのかというと、そうではないかもしれません。我々は現実にこれから、言わば与党として責任のある立場でありますから、そういう点では様々な点を勘案をしながら現実的な対応をやつぱりしていくべきだと思つていてるということをございます。

○中西健治君 そうしますと、内閣府の外局とい

うのは取りあえずは取り下げていると、そういう

ことですか、今の段階では。

○國務大臣(安住淳君) あらゆる予断を持たず

に、これから制度設計を含めて、また必要性も含めて考えるということですから、何か議論を聞いて

いると、我々も野党のときそうだったかもしだれ

ませんが、何か財務省からそれ引き離せば行革に

なるんだみたいな感覚を持つているとすれば、そ

れは私の感覚とは違います。

○國務大臣(安住淳君) それは全然否

定しないんです。ただし、悪貨は良貨を駆逐する

という言葉もありますね。いや、ですから、別に

私はまたそれを否定しているんじゃないんです

よ。年金機構が今生まれ変わつて頑張ってやろう

といふ話になつてスタートしてまだ三年にもたつ

ていない中で、そこまで断ずるのもまたどうかと

思つうんです。

これは郵政改革だつて同じじゃないですか。

あれは五年やるといつて、あれは小泉総理はそれを

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

たように、国税庁の業務というのは、企画立案を

する言わば大蔵省の主税局とはまたこれは全然業

務内容は違うんです。そこで企画立案のものを

執行していつたりしているわけで、私も財務大臣

であるなしにかわらず、税務署

国税庁のある

意味で役割というのは、私は自衛隊の信頼も高い

と思いますけれども、やっぱり税務行政といふ

のことはありますよ。

それからいうと、それは企画立案をさせて

いるわけじゃないといつて、あれは小泉総理

がそれを

嫌だなんという、そういう狭い見でおつしゃつ

いるわけじゃないですね。そこだけ確認させ

てください。

○國務大臣(安住淳君) 先ほどから申し上げまし

れないけれども、基金にあらだけの人間を送つておいて、それは当時の政権与党だつて野党だつて、チェックを見逃したということであれば我々の責任もあると思うんですよ。そういうものととにかく国税庁があるからそこだけくつつけちやつたら世の中良くなるんだという話でスタートはしませんと言つているんです。

○中西健治君 ただ、増税法案に書き込むということであれば、やはり増税のタイミングとは平仄を合わせなきやいけない。それはどうですか。

○國務大臣(安住淳君) ですから、今年から、二〇一四年に八%、一五年に一〇%と申し上げているんですから、それまでの間に方向性はしっかりと出していくということです。

○中西健治君 時間が来ましたので質問を終わりますけれども、方向性を出していくではなくて、いかとふうに思つております。

それでは終わります。

○大門実紀史君 大門でございます。

今日、午後も含めて、今ちょっと話題になりましたけれども、国税庁、税務署の問題を取り上げたいと思います。いい話と悪い話の二つがあるんでありますけれども、午前中、先にいい話の方をしたいと思いますが。

確定申告が終わりました。被災地では様々な問題がございました。その中で、被災地の魚を捕る漁場に瓦れきが散乱していたわけですが、この瓦れきの撤去事業の際、撤去事業に携わった方々の収入について、実際には労賃として払われた、日当として払われたんですけども、被災地の税務署は、当初は、これには国の助成金が含まれているというようなこともございまして、事業所得、雑収入とみなすというふうにしておりました。それを、実際に現場では漁協の指示を受けて、漁協がまとめてやつていまつたので、漁協の指示を受け、今日はあそこへ行ってくれ、ここへ行ってくれと、事実上日当で働いていたのに、なぜ事業所得になるのかということで強い疑惑といいます

か怒りの声が出てまいりまして、事業所得にされると、経費なんか引くものないのにそのまま課税されてしまうということで、税金が増えるといふことがあります。

おかしいんじゃないかということで、二月の終わりに私は岩手の商工団体連合会の皆さんと一緒に国税庁を呼んで来てもらつて、これは給与所得にするのが実態としても普通じゃないかというお願いを要請をしました。これが大変めつたな

いことだと思うんですけれども、国税庁は一週間に国税庁を呼んで来てもらつて、これは給与所得もたたないうちに大変機敏な判断をして対応するということにしてくれました。

これは大事な中身ですので、どういう対応をしてもらったか、ちょっと説明してくれますか。

○政府参考人(岡本榮一君) お答え申し上げます。

当該事業に従事した漁業者等の方が県から日当の名目で受領した助成金については、所得税の課税上、事業所得又は雑所得の収入金額として取り扱っております。事業所得等の金額は、一年間の総収入金額から必要経費を差し引いて計算することとされております。

なお、特定の者に対して継続的に人の役務の提供を行う者については、事業所得及び雑所得の金額の計算上、必要経費に算入すべき金額の合計額が六十五万円に満たないときは、最高六十五万円までの金額を必要経費とする特例があります。漁場生産力回復支援事業に従事した漁業者などの方々につきましても、特定の者、この場合は漁協でございますが、対しまして継続的に人の役務の提供を行う者と認められる場合にはこの特例の対象となります。

対象となります。

○國務大臣(安住淳君) これは実は、私も感謝をしないといけないのは、先生から御指摘をいたしましたが、六十万円の控除ですね、これは粗特の二十七条の適用ということやりました。です

から、仮に百万円もらえば、六十五万円を更に控除して、それでお金を、残ったお金、これ十五万円も引いて、そこに、またそこから控除がありますから、事実上これであれば、課税対象額、ほとんどもうゼロに近くなるんではないかと思います。

実は、大変私も、大門先生にも随分地元にも入つていただいて、漁協や商工会議所の話を本当に聞いていたので、漁師の皆さんは本当に收入がないときに、この瓦れき処理で一日一万二、三千円ほど支給を始めました。これ

このような税務上の取扱いにつきましては、この事業が行われている地域を所轄する国税局、税務署に周知を行なうとともに、所轄国税局等を通じまして関係公共団体や関係漁協に対しても周知を行つてあるところでございます。

いずれにいたしましても、国税当局といたしましては、被災者の方々の実情を的確に把握し、個々の事実関係に基づき、法令等に照らし適正に取り扱うよう努めているところでございます。

○大門実紀史君 要するに、三月一日に国税局から、仙台、関東、東京の国税局に今おつしやったことを要請をしていただいたと。簡単に言えれば、給与所得ということではないけれども、六十五万円、給与所得控除並みに引くことを決定されたということです。

私は本当に、もう確定申告が始まっていた時期なんですね。通常、何といいますか、霞が関というのは、事が進行している途中でこういう判断というのはなかなかしないもので、よく途中で、確定申告の真っ最中にもかかわらず、こういう判断を出されたと。最大限徹底する努力をされたと

いうことで、本当に大変よく頑張つてもらつたなと思っております。

安住大臣、ちょっと一言褒めてあげてほしいな

と思いますけど。

○國務大臣(安住淳君) これは実は、私も感謝をしないといけないのは、先生から御指摘をいたしましたが、六十万円の控除ですね、これは粗特の二十七条の適用ということやりました。です

いい話はこれだけでございまして、午後、国税

局もどんでもないことやつていうという話をしたことがありますので、それほど信頼がある組織ではないと私は思つております。

少しだけ、最後は時間も短いのでお願いだけしておきますけど、過日、予算委員会でもう一つの配慮をお願いした問題がございます。原発損害賠償金に税金を掛けないでもらいたいという声が福島、これはもうオール福島の声で、県からの要望



それを受けて正式に内閣の方に来ますので、正式にはそこの場で受け取るということになりますが。

今、塚田先生の御質問に関しては、昨日の未明までに行われた調整の結果として、現在分かつている範囲で申し上げますと、景気弾力条項については、これは平成二十一年度から三十二年度までの十年間の平均において、これは日本再生基本戦略で定まつたものでございますが、名目経済成長率三%、実質二%程度の成長を目指すと示しているので、これを、この施策を講じていくことを附則に明記することになったというふうに伺つております。

そして、経済状況の好転につきましては、そうした措置を講じることを踏まえつゝ、名目・実質成長率、物価動向など、種々の経済指標を確認するとともに、指標に表れないものも含め、諸要素を総合的に勘案し判断することになるという旨の結論を得たというふうに報告は受けております。

今後、後から正式に来ましたらば、その時点でもまた正確にお答えはさせていただきたいと思いますが、現時点ではそういうことでございます。

なお、もう一方の方につきましては、今後五年をめどということで書いておりましたが、これは全て削除する方向であるということでございます。いずれ与党でのそうした結論は、内閣としても十分尊重をして、これから法案の閣議決定に向けて準備を進めてまいりたいと思っております。

○塚田一郎君 かなり玉虫色な決着というふうに受け取れるわけでありますけれども、数字は入れたけれども目標であつて条件ではない、この辺りはまた今後国会できちつと議論をしていきたいと思ひますが。

次に、関税定率法等の一部を改正する法律案に関連をして御質問をさせていただきます。

また、今日は、お忙しい中、同郷の筒井農林水産副大臣にお出ましをいただきましてありがとうございます。米の専門家だということでお出ましをいただいたわけで、新潟県の代表として大変心

強く思つておりますので、しっかりと答弁をよろしくお願いいたします。

まず、この暫定税率の適用期限の延長が含まれる法律の改正でありますけれども、その対象に米は含まれているという理解でよろしいでしようか。さらに、その米の適用の税率についてどのよう理解をするか、この点について財務省の御説明をお願いいたします。

○國務大臣(安住淳君) 米についてのTPPの自由化の例外品目とするかどうかということでござりますが……

○塚田一郎君 いや、違います、違います。それじゃないです、暫定税率の。

○國務大臣(安住淳君) ああ、ちょっとごめんなさい、済みません。暫定税率の方か。

○政府参考人(柴生田敦夫君) 米につきましては、関税暫定措置法によりまして暫定税率が規定されておりまして、今般、その適用期限の延長をお願いしているところでございます。そのうち、

国家貿易により政府が輸入するいわゆるミニマムアクセス米につきましては、関税は暫定税率で無

税となつております一方、政府は一キログラム当たり二百九十二円を上限とする輸入差益をその国

内の買手から徴収するということとしておりま

す。また、この国家貿易によらずに民間が輸入す

る米につきましては、一キログラム当たり四十九円の関税が暫定税率として課されるほか、輸入差

益の上限と同額の一キログラム当たり二百九十二円の納付金が政府により徴収されるという形になつております。

○塚田一郎君 これは非常に分かりづらい仕組みなんですね。三百四十一円はWTO協定上、税を課せられるんだけれども、その中の内数で四十九円と二百九十二円に分かれているという話なん

ですが、じゃ今回、この暫定税率の適用延長が行われる場合はどういう影響が出るんでしようか。筒井農林副大臣、お願ひします。

○副大臣(筒井信隆君) この法案によつて、今財務省から話がありましたように、政府が関与する

輸入に関しては無税、政府が関与するものに限定して無税という規定でございますから、この法律が延長されなかつた場合には、政府が関与しないものについてもそういう扱いになつて輸入される可能性が出てくるというふうに考えております。

○塚田一郎君 じゃ、つまりミニマムアクセス米以外のお米が入つてくる可能性があるという理解ですか。さうして、二百九十二円というコストが掛かります。

○副大臣(筒井信隆君) その可能性が高まるといふふうに考えております。

○塚田一郎君 したがつて、これはきちっとルールとして延長してもらいたいということは理解ができます。

しかし、最近、市場に出ている流通のお米が非

常に輸入米が増えてきているというような報道があります。国内の大手スーパーで販売をされている中国産米、あるいはインターネットで販売をされている米国産米というものが報道等でも出ておりまして、ちょっと引用をさせていただきますが、日本の米と言われたら分からないと、その大手スーパーの中国産米の試食をした方の感想があつて、九人中七人が味について非常にこの中国産米に肯定的だということで、この会社では販売を始めて五キロ千二百九十九円で販売、国産米よりも二、三割安いと、品切れの店もあると。また、外食産業も使い始めた等々の記事が出ております。

まず、こうしたいわゆる今市場に出回つてゐる、大手スーパーなどで販売をされている、あるいはインターネットで販売をされている外国産米というの、は、関税率の適用はどうなつてゐる、大手スーパーに。

○塚田一郎君 これが、財務省に。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げま

ります。

また、一部インターネットにおいて販売されている米国産の米につきましても、同様の方法で輸入されていると聞いております。

○塚田一郎君 今のお話だと、MA米の中の仕組みでこれらを売られているということの理解でよろしいかと思うんですが、そのSBS輸入方式と

いうのがあつて、二百九十二円というコストが掛かっているという理解なんですねけれども、この点、筒井さん、どういうふうにこれ説明をしたら、この制度と、どうしてこういうことをやつているのかをちょっと御説明いただきたいんですが。

○副大臣(筒井信隆君) MA米、ミニマムアクセス米として輸入しているわけでございますが、これは義務があるという見解が多いんです、義務ではないという見解もありますが、そのMA米約七十万トンのうちの十万トンがSBS米として位置付けられております。その十万トンに位置付けているのは、食糧法に基づく基本指針において十万トンというふうに定められております。十万トンのSBS米は、輸入業者とそれから実需者、これが共に輸入申請をいたしまして、そして入札をするわけでございます。入札した際に、政府の先ほどの言う売買差益、これが多い順、マークアップといいますが、この多い順から落札をしていくというふうな仕組みで輸入されているものでございます。

ちなみに、SBS米だけが今主食米として日本国内でも輸入されているということをございます。申上げた基本指針に従つて行われているものであります。SBS米というものを制度として使つている理由は何なんでしょうか。

○塚田一郎君 そもそもこの十万トンという今の数字でSBS米だけが今主食米としてございま

す。

リリースによれば、同社が販売を始めた中国産米は国家貿易制度の仕組みにのつてミニマムアクセス米として輸入されており、関税は無税となつておりますが、一キログラム当たり二百九十二円を上限とする輸入差益が政府に徴収されてお

ります。主食米として全く使わないというのは国際的な批判を受けるという面があるものですから、それが

事質的な実際上の理由になつてゐるかと理解しております。

○塚田一郎君

その制度を活用してゐる理由の中に、今おつしやつたとおり、やつぱりある程度は市場に流通しなきやいけないという点があるとおつしやいましたけれども、もう一つは外国産米、つまり輸入米が市場に出たときに日本の消費者にどのようにそいつたものが選ばれるかといつたようなことの理解をするという目的も含まれてゐるんじゃないでしょうか。

○副大臣(筒井信隆君)

その可能性がないとは言えません。

○塚田一郎君

ここは非常に重要なところで、既にこういう制度で出ているお米をかなりの消費者が購買意欲を持つて買つてゐるということが出てきているわけですね。

○塚田一郎君

これからそもそもこいつ一般に市場に出回るようになつてゐるのかなと非常に私は不思議なんですが、筒井副大臣は記者会見で、このスーパー等で売られていることに関連して、それほど大きな特に悪影響はないんじやないかという発言をされていますよ。これは、こういうことを発言をされているということは、大したことじやないといふうに取られるわけで、こうしたことが今広く一般に消費者に選ばれているということに対しても、この副大臣の発言は私は問題があると思いますが、どのように考えられますか。

○副大臣(筒井信隆君)

それは、現在、十万トンに限定されておりますから、今、米の消費量は八百万トンでござりますから、そういう状況の中で大きな悪影響はないという趣旨で私は申し上げたかと思うんです。ただ、先ほど塚田委員も言われましたように、こういう外国産米に対する国民のニーズがどの程度あるか、それによって、万が一、この十万トンというのが更に量が増えていった場合に、今、アメリカにしても、中国の特に東北部においても、日本産のジャボニカ米、短粒種についての生産意欲が更に広がつてくる可能性が

ありますので、そういうふうな場合には大きな影響が出てくるというふうには考えております。

○塚田一郎君

そうすると、筒井副大臣、例えば、市場から非常にこういうものを好まれると、SBS米をもつと市場で売れるようにしてくれるという声が出てきたときに、さつき基本指針とおつしやつたわけだから、この十万トンを増やしていくということは可能なわけですね。そういうことが起きてくる可能性があるんじゃないですか。

○副大臣(筒井信隆君)

可能性が全くゼロとは断言できませんが、しかし、日本の主食米の需要量は八百万トンで、年々それが少なくなつてゐるという状況の中で外国からのそういう主食米を増やしていくというのは、米政策上、これは極めて取るべき政策ではないというふうに判断をしております。

○塚田一郎君

じゃ、今のところ、その十万トンの枠というのを増やす考へはないということです。

○副大臣(筒井信隆君)

そのとおりです。

○塚田一郎君

しかし、ここからが重要な議論ですが、TPPというのはそれが一気になくなるといふうに取られるわけで、こうしたことが今広く一般的に消費者に選ばれているということに対して、この副大臣の発言は私は問題があると思いますが、どのように考えられますか。

○副大臣(筒井信隆君)

それは、現在、十万トンに限定されておりますから、今、米の消費量は八百万トンでござりますから、そういう状況の中で大きな悪影響はないという趣旨で私は申し上げたかと思うんです。ただ、先ほど塚田委員も言われましたように、こういう外国産米に対する国民のニーズがどの程度あるか、それによって、万が一、この十万トンというのが更に量が増えていった場合に、今、アメリカにしても、中国の特に東北部においても、日本産のジャボニカ米、短粒種についての生産意欲が更に広がつてくる可能性が

上げてゐるわけであります。

米国産や中国産の米の一キロ当たりの現地価格、今どれぐらいになりますか、副大臣。

○副大臣(筒井信隆君)

日本に輸入される中国産、米国産のお米は日本よりも一、三割安いわけですが、中国とアメリカにおける国内における価格は更にその二分の一、三分の一の値段、こういうふうに理解をしております。

○塚田一郎君

それは、多分SBS方式の場合は、多少、先ほど御説明があつたとおりのことでも金額は上がるんですけども、実際、中国やアメリカの国内で売られている米の値段というのは非常に安いわけです。

○副大臣(筒井信隆君)

今御説明があつたとおりなんですけれども、資料を付けてさせていただきました。一枚目が生産コストの内外比較であります。コストも非常に日本は割高だ。めくつていただいて資料の二枚目を御覧いただけば分かるんですが、この表の例でいきますと、国産米が例えば二百七十円に対して、アメリカの米は七十八円。あるいは中国の米は五十円台と、四十九円とか、そういうような数字が出ているわけであります。これ、単純に見ても中国と日本のお米は五倍近くの価格差があると、一度、アメリカとの比較でも三倍強の価格差があるということなんですね。

○副大臣(筒井信隆君)

こうしたことをどのよう農林水産省としては考えているのか。つまり、米の輸入自由化が国内産の米の消費にどのような影響が出ると考えていますか。

○副大臣(筒井信隆君)

関税がゼロになつた場合に、家庭内の内食に関しても外国産米の米を使う比率が出てくると考えておりますので、九割は外國産の米に置き換わる、国内の内食を中心的に使われていた米は一割ぐらいになる、そして、その減少額は約二兆円近い、一兆九千億円ぐらいの大きな影響を受けるというふうに農水省は試算をしております。

○副大臣(筒井信隆君)

外国産米に代わってしまうんではないかということもある程度のものであれば、どうふうになつて買われる方は、より価格に対しての感覚が安いものもある程度のものであれば、どうふうになつてきていると、いうのが今の現状じゃないですか。そういう現状をどうとらえるかということを、私は、政府がきちっと認識をして、このTPP交渉は、政府がきちっと認識をして、このTPP交渉においても、日本産の例外品目化ということを考えていかないと大変なことになりますよということなんですよ。とんでもないことです。

ば売つてゐるわけですから、当然米の値段なども抑えていかなければいけないということになると想います。

そこでお伺いをしたいんですが、米の自由化が進む、外食産業などで外国産米が使われた場合に、どの程度今国内の米の消費で外食、内食向けと、家庭用向けの消費割合が分かれているのか、この点についてお願ひします。

○副大臣(筒井信隆君)

現在の米の消費量のうち、六割は家庭食、内食でございます。あと四割は中食、外食で使われております。

○副大臣(筒井信隆君)

この点であります。あと四割は中食だということですが、今販売向けの米が六百三十万トンぐらいというふうに仮定をすると、四割ですから二百五十万トンぐらいの数字になります。そうすると、これぐらいの量を、八百万トンと言つていても、消費をされている六百三十万トンの中でももう四割の量というのはそういうものに置き換わつてくる可能性が非常に私は高いんですね。

○副大臣(筒井信隆君)

すけれども、消費を

されている六百三十万トンの中でももう四割の量というのにはそういうものに置き換わつてくる可能性が非常に私は高いんですね。

○副大臣(筒井信隆君)

すけれども、消費をされてゐる六百三十万トンの中でももう四割の量というのにはそういうものに置き換わつてくる可能性が非常に私は高いんですね。

私は、昨年の十一月一十五日も參議院の本会議で野田総理に、米が例外品目にならなかつたらＴＰＰ交渉に参加すべきではないということを質問をさせていただきました。再質問までしたんではけれども、野田総理の答弁は、美しい農村は守り抜くとか、何だかもう抽象的な話しかなくて、全く決意も覚悟も見られない。こんなことでＴＰＰ外品目としてまだ打ち出せないでいる状況を私は全く納得がいかないわけですが、明言をするぐらいの時期に来ているんじやないんですね。

○國務大臣(安住淳君) 御主張は十分説得力のあるものであると私も思います。日本にとって米というものが日本の農村集落の中に占める位置と重要性というものは、今、塚田先生から言われたところであります。私の方の郷里の方でも、やはり米を生産をして農業を営んでいる方たくさんおられます。

そこで、ＴＰＰに関しては、例えばこの例外をどの程度、どういう品目で認められるのか、そうしたことについては現時点では確かに明らかになつております。ただ、総理の今お言葉を引用していくだけましだけれども、そこには十分様々な意味を込めて総理もおつしやつていただいているというふうに思つておりますので、十分私は、そこを是非、守るべきは守り、勝ち取るものは勝ち取ると、国益を最大限実現すると主張しておりますので、是非その言葉を信じていただければと思つております。

○塚田一郎君 同じ質問に対しても、筒井副大臣はどうにお考えになりますか。

○副大臣(筒井信隆君) ＴＰＰについての交渉参加に向けた事前協議をしているところでございまして、センシティブ品目に配慮しつつ全品目をテーブルにのせるという対応をしているところでございまして、その段階では、日本に何を求めてくるのかということを、各国の情報を集めて、そ

それを国民に提供して国民的議論をして、そして国益の判断から交渉参加するかどうかを決定する、こういう段階でございますから、決して交渉参加を前提にしているものではないし、もちろんTPP参加を前提にしているものではない。だから、現時点では今申し上げたようなことをやるべきであって、TPP参加を前提にした、その中のルールでこういうことをやれとか、これは除外せよとかいうことを要求するような段階ではないというふうに考えております。

○塙田一郎君 筒井副大臣の答弁を私は逃げているだけとしか受け止めません。例外品目として米を守るぐらいの覚悟がなくてこの交渉に参加をしても、実りある結果は絶対に得られない。米どころ新潟の代表として、例外品目として米は入れるべきだ、そういう主張をしていただきたいと思いますが、いかがですか。

○副大臣(筒井信隆君) センシティップ品目に配慮しつつというのは、実質的にそういうものが入っているわけでございまして、ただ、今その具体的な条件、ルールの交渉をしている段階ではない、だからそのことを具体的に今言うべきではない。TPPのルールの中で米を除外せよと言うのは、参加を前提とした言葉でございまして、参加を前提にしたことは一切対応としては出すべきではないと私は考えております。

○塙田一郎君 大変残念であります。まあそういう説明の仕方もあるんでしょう。しかし、米を守れないということは日本国を守れないということですよ。それぐらいの覚悟で政府は臨んでいただかないと大変なことになるということだけはしっかりと申し上げさせていただきたいと思います。

時間もだんだんたつてまいりましたので、保険業法等の一部を改正する法律案に関連をしてお伺いをいたします。

東日本大震災を受けて、損害保険会社、生命保険会社の震災に伴う保険金の支払実績、そして経営上の影響等について、簡潔で結構です、御答弁いただきたいたいと思います。

○政府参考人(細溝清史君) お答え申し上げます。  
東日本大震災の関連でこれまでに支払われました地震保険金は約一兆二千億、それから生命保険金は千五百億円となっているところでござります。  
これらの保険金の支払が保険会社の経営に与える影響について申し上げますと、損害保険会社については、地震保険の支払金額の半分近くは国の再保険によってカバーされております。したがいまして、損害保険会社が実質的に負担する額も準備金の範囲に収まっております。また、生命保険会社につきましては、年間の保険金支払額が十七兆円でございますので、今回の支払保険金額は一%にとどまります。これらのことから、経営の健全性に大きな影響はないと思っております。ちなみに、ソルベンシーマージン比率、これは健全性の基準でございますが、これを見ますと、全ての保険会社が規制の基準であります二〇〇%を上回っている状況でございます。  
○塚田一郎君 じゃ、大臣、改めて、端的で結構ですが、今回の改正法案における見直しの目的的基本的な認識についてお答えいただきたいと思います。  
○国務大臣(自見庄三郎君) 塚田議員にお答えをさせていただきます。  
保険業法の改正の趣旨はいかにと、こういう話でございますが、先生御存じのように、近年、少子高齢化あるいは国民のニーズの変化等、国内の保険市場を取り巻く環境の変化を受け、また、我が国の保険会社が海外に進出を図る事例が増加しておりますとして、また国内においても保険会社の再編統合の動きが進展をいたしております。  
このため、保険契約者に対する適切な保護を図りながら、これは非常にもう大事でございますけれども、図りながら、保険会社の国際展開や再編統合を行いやすくすることにより、各保険会社が経営の基盤を強化して効率化やサービスの向上を推進していくことが重要であるということを考

えて、このような状況を踏まえまして、保険会社のグループ経営に関する規制について、保険会社の子会社業務範囲規制の緩和と。というのは、害は先生御存じのように、外国で日本の保険会社が保険会社を買いますと、外国の保険業法違いますので、日本では禁止されているような実は子会社を持つているところがございまして、そこら辺をもう少しきちつと規制緩和をしていただけないかという、日本の、特に東南アジアに今進出しているのが結構多いですから、そういうたところでもネットになるというようなことで、こういう改正を、緩和をさせていただくということをございます。

それから、保険契約の移転に関する規制の緩和あるいは保険募集の再委託制度の導入等を行うことが適当と判断し、これらを内容とする本法案を提出したところでござります。

いずれにいたしましても、こういったことを通じて、保険会社の経営基盤の強化や業務の効率化につながり、ひいては今の時代に合ったようなやはりきっちつと保険契約者の利便性、サービスの向上につながることを期待をいたしております。

○塚田一郎君 每日丁寧な御答弁ありがとうございます。

今日も消費税の法案の対応についてお伺いをしたかったんですねけれども、私の持ち時間が終わってしまいましたので、それはまた明日に譲ることといたしまして、今日の質疑を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○古川俊治君 続きまして、自民党、古川俊治の方から質問をさせていただきます。

自見大臣、今日、保険業法あるいは銀行の方も聞きますけれども、なるべく短く御答弁をお願いしたいと思つておりますので、御協力をいただきたいと思っております。

この保険業法の改正案について最初に、保険の再委託というものが行えるようになつたと、こういう改正を行つておりますが、先ほどおつしやいました今回の保険業法の改正は、一つは、重要な

趣旨は契約者の保護にあるんだということを最初におつしやいましたが、この保険の再委託を認められることによって保険の契約者がどういうメリットがあるんでしようか、御説明ください。

○国務大臣(自見庄三郎君) グループ内の保険会社を通じた保険募集の再委託を認めたことにより、グループ内における業務の効率化、それから人的資源の豊富な保険会社が保険募集人の管理をすることによる保険募集人に対する教育、管理の質の向上等が期待ができると。

これらのことを通じて、保険契約者にとっても、また保険事故時や保険契約者からの相談、照会への対応等、様々なサービスの向上に対するメリットが期待されるというふうに考えております。

○古川俊治君 それは大変間接的な、そういうのがうまくいけばできるよという程度のメリットであります。これはワーキンググループの中でも随分話されているようですねけれども、結局のところ、業界の方のやりやすさを優先したと、そういう改正になっているんですね。

改正法案の二百八十三条の二項の四号、それから三項、このところでは、所属保険会社や再委託者がそれぞれ再委託の許諾、あるいは再委任といふものについて相当の注意をし、かつ保険募集人は、これは代理店なんかですね、保険募集について保険契約者に与えた損害の発生の防止に努めたときは、所属保険会社や再委託者は責任を負わないという形になっているんですね。

そういう条項になっているんですが、この点、結局代理店の全部責任にして所属保険会社あるいは再委託者というものが責任を負わないということがあるということは、これはやっぱり契約者の保護に欠けるんじゃないでしょうか。どうですか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

現行保険業法上、所属保険会社の賠償責任という、すなわち保険募集人が保険契約者に加えた損害につきまして保険会社が賠償する責任が規定さ

れておるわけでございます。今回の改正法で、この賠償責任を委託保険会社及び再委託保険会社双方に負わせるという形で提案させていただいておるわけでございます。

それで、この損害賠償責任につきましては、先生御指摘のように免責規定が設けられておりま

す。この免責規定は、一般民事法のルール、民法の使用者責任と同様の考え方に基づきまして、保険会社が適正な保険募集の確保に努めていた場合まで保険募集人が保険契約者に与えた損害賠償責任を負わせるのは適当でないという考えに基づいて規定されておるものでございます。

○古川俊治君 私は保護に欠けるかどうかを言つておるんで、その法案の考え方を説明をしろと言つておるんじやないですよ。どうしてこれが許容性があるのかと聞いておるんですよ。

そこに、二百三十八条二項四号の、この再受託者が契約者に与えた損害の発生防止に努めたとき

というのは、これはどういう意味なんですか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

ただいま申しましたように、この規定は民法の使用者責任の規定の考え方に基づいて設けられておるものです。この規定によると、私どもといいたしましては、この民法の使用者責任、実際には実質上、無過失責任に近い運用がなされておるというふうに認識しております。保険会社が実際に免責を認められる場合は極めて限定されるというふうに考えております。

○古川俊治君 この条項の解釈を説明しろと言つ

ているんですよ。どういう事例、免責が少ないかどうかなどという話をしているんじゃないんです。

○政府参考人(森本学君) 条項の解釈といたしましては、一般的に社内における規定の整備等を行つておるだけでは足りませんで、実際に損害の防止を防ぐような努力を行つておるということが認められることが必要であるというふうに認識し

ない条項になつていると、今答弁していく御理解いただいたと思うんですね。

やはり契約者というものは、所属保険会社の信頼を当てにしてその商品を買うわけですよ。この規定ですと、まあほかの会社のものだから知らないよと再委託者が言つて、うちの責任じゃないと

言つて、所属保険会社の方は、もう委託をしたんだからうちの責任じゃないよという場合が当然考えられる。これは両方の責任が大変曖昧になるんですよ。

そういうことからいつても、これ大変問題な規定だと思っておりまして、複雑な商品も大変開発されているところであります。再委託で募集者が十分な説明というものをすることを担保するような仕組みって何かありますか。あるいは、そういったことのできるような代理店を所属保険会社が選ぶようなことはできるんでしょう。

不適当と思われる場合は、所属保険会社が再委託契約の変更又は解除を求めることが可能となることを求めることを予定しております。

○古川俊治君 このほかにも、保険の移転という問題がこの法案には書かれております。これも契約者にとっては、勝手に保険会社が移っちゃうわ

ふうに考えられるんですね。

この制度について、契約者のメリットは何がござりますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

保険商品について十分な説明がなされるような体制が確保されるのかというお問合せでございまが、今回保険募集の再委託を行うに当たりましては、認可の要件といいたしまして適正な保険募集を確保するための体制が構築されているということを求めておりまして、その中で商品内容の十分な説明等が図られるかどうかということを認可の際に審査してまいりたいというふうに考えております。

それから、代理店の選択についてでございますが、同じくこの保険募集の再委託を行います場合には、委託者の所属保険会社の許諾を要するということになつておりますので、委託者の代理店の選択につきまして、所属保険会社の意向がありま

す場合はそれが反映できるような仕組みになつておるところでございます。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

十三の第三号では、銀行業についてですけれども、銀行が講じなければいけない措置として、再委託契約の内容を変更させたり、あるいは解除さ

せたりするような制度、こういうものがあるわけですよね。同様の制度は、この保険業法の改正に盛り込みますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

保険募集の再委託を行います場合に、先ほども御説明申しましたが、認可の要件といいたしまして、適正な保険募集を確保するための体制が構築されているということを求めるわけでございま

す。その一環といたしまして、再委託者の契約が不適当と思われる場合は、所属保険会社が再委託契約の変更又は解除を求めることが可能となることを求めることを予定しております。

○古川俊治君 このほかにも、保険の移転という問題がこの法案には書かれております。これも契約者にとっては、勝手に保険会社が移っちゃうわ

ふうに考えられるんですね。

この制度について、契約者のメリットは何がござりますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

保険会社の移転に係る規制の見直しについての御質問でござりますけれども、近年、保険会社の再編統合の動きが進展していることから、保険会社における事業再編を行いややすくするものでございます。保険契約の移転がより柔軟に行えることで、例えば販売チャンネル別の保険会社の再編や特定の分野での経営資源の集中が容易となるなど、保険会社の経営の効率化を行つ際の選択肢が増すものと考えております。

そういうことを通じて保険会社が経営の効率化を取り組むことによって、保険契約者にとっても、保険事故時や保険契約者からの相談、照会への対応等々、様々なサービスの向上が期待されるものと考えております。

○古川俊治君 これも同様に、かなり間接的な、

そういうのがうまくやれば期待できるというような効果なんですね。私、別に保険業が広がることをどうこう言うんではなくて、やっぱり契約者の保護ということを考えながら、業界もやりやすい

ようく進めていただきたいと思っておりまして、是非注意をして下位の法令を作つていただきたい

と、そういう趣旨から申し上げているんですね。今までの保険契約の移転というのは、これは元々が民法の原則からくる二判例トヨナカツ、卷

手に契約が移っちゃうわけで債務者が変わったから、ちやうわけですから、こんなことは普通ないわね

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。  
移転契約の選定に当たりまして、選定基準が  
理的かつ明確なものでありますれば契約者の國  
ごとに切り分けることも可能であると考えてお  
まつ。二点、特徴の異なる契約者は同一の基準

ます。ただし、製定の属性の契約者集団を差別的に取り扱うというような切り分けはあってはならないということを考えておりまして、こうした占

から契約者間の公平性といった観点を踏まえて当局で審査してまいりたいというふうに考えており

○古川俊治君 例えば、これ金融庁の作った例では代理店販売の場合と通販の場合が挙がっています。

準、これは内閣總理大臣の審査基準ですけれども、これが極めて抽象的な三要件が上がっているんですけれども、具体的にどういう場合にこの保険の移転を認めていいのか、この審査の基準を具体的に説明してください。

ことは絶対上の合理性をござりますし、またその区分の明確性もあるといったことから、例示として挙げさせていただいているところでございます。

○古川俊治君 販売ツールから見ても、属性が造れ、契約者の。そういうことにやっぱり気を付はないでいいと思うんですが。

特に今回問題だと思つてているのは、今までの移転契約は要旨が発表される、公告されるわけではなくて、それがこれからも更に広がった場合にならていくと。この要旨というものが大変一般の契約者から見ると分かりにくい。今まで特に、公告されるだけですから、見る可能性というのもほとんどなかつたわけですよね。そういう状況の中で今どういう工夫を考えていますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

やつて形式的に書かれていても、普通の契約者にとってはよく分からぬと思うんですね。やつぱり分かりやすく書くということが是非とも必要あります。そして、この点について何か工夫考えられませんかね。

○政府参考人(森本学君) 先生御指摘のように、一般的に保険契約者に保険内容を簡明かつ分かりやすく伝えるというのは非常に重要な課題でございまして、保険契約の移転におきましても、サービス、また保険会社の経営内容が分かりやすく伝わるように今後努力していくことを考えております。

○古川俊治君 答弁になつていないのであれば、これは異議を申し出た契約者というのは現在のところ解約する以外に保護の道がない、こういう制度になつておりますけれども、これは何か改めてもよろしく

は険の場合は、これを勝手に、解約するしかない、突然債務者が変わると、これは大変な問題でありまして、アメリカなんかではできるだけもつと細かい配慮、各契約者に対応してできるような制度があるようですから、是非今後検討していただきたいというふうに思っております。

銀行等保有株式取得機構の方についてちょっととお聞きしますけれども、政府保証が二十兆付いております。現在までの買取りの累計が二兆三千二百五十六億ということで、リーマン・ショック後の買取り再開後もそれほど増えておりません。これ二十兆円というのは本当に必要なんでしょうが。

○政府参考人（森本学君） お答えいたします。

銀行等保有株式取得機構につきましては、リーマン・ショックに対応いたしまして、二十二年三月

保険契約の移転ご用意ます異議申立て手続、  
二  
ふ一二は考えておりますか。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

保険契約の移転に異議を申し出た契約者の取扱いについてでございますが、まず異議の成立要件が、今回の改正によりまして、保険契約の一端多

が、今回の改正によると、して、保険料率の一括り転の場合は、従来の五分の一から十分の一に引き下げるとしております。また、異

議を申し出た理由、これにつきましては保険会社から監督官庁に通知することになつております

で、その内容を認可の際の参考にするということにしております。さらに、異議を申し立てた契約者が契約を解約したいという場合には解約控除な

しの解約が行えるようにするといった措置を考えております。

○古川俊治君 勝手に債務者が変わるんだから、そんな不利益は負わないのは当然なんですよ。解約できるというだけなんですねやつぱり手当て

これは生命保険ですから、考えてみていただき  
が。

ということは極めて難しいわけですよね、生命保険の場合。これを勝手に、解約するしかない、突

然債務者が変わると、これは大変な問題でありまして、アメリカなんかではできるだけもつと細かい配慮、各契約者に付してできるような制度

あるようですから、是非今後検討していただきた  
いというふうに思つております。

銀行等保有株式取得機構の方についてちょっとお聞かしますけれども、政府保証が二十兆付いております。現在までの買取りの累計が一兆二千二

百五十六億ということで、リーマン・ショットク後の買取り再開後もそれほど増えておりません。こ

れ二十兆円というのは本当に必要なんでしょう  
か。  
（文部省参考）（文部省参考）

○政府参考人(森本吉春) お咎めいたしませ  
銀行等保有株式取得機構につきましては、リー  
マン・ショックに対応いたしまして、二十一年三

月から株式の買取りを再開したわけでございますが、そのとき以降、政府保証枠につきましては、銀行等の株式保有額を十分カバーいたしまして市場に対して安心感、メッセージを発するといった考え方から二十兆円の枠を設けておるところでございます。

現在、二十三年三月末におきまして、銀行等の保有株の合計額は約十九兆円となつております。今後、株価の上昇等も頭に入れますと、引き続き二十兆円の枠にすることが妥当であるというふうに考えております。

○古川俊治君 株価が上がっていくという、それも銀行が保有したいという恐らくインセンティブあるんですね。経営資源を持ち合いの場合もありますし。そういう意味からも、そこまでの本当に保証が必要なのか、一回お考えをいただきたいと思っております。

それで、ちょっと質問を変えます。

今日、副総裁に来ていただきておりますのでちょっとと日銀のことについて伺いたいんです、二月十四日に、中期的な物価安定のめどとして当面は一%をめどとする、こういう御発表されました。この日銀の公表文においては消費税の増税のことを何にも言つていません。この発表において消費税増税というのはどのように勘案しているんでしょうか。

○参考人(西村清彦君) 中長期的な物価安定のめどという形で申し上げました、物価安定のめどでございますが、これは日本銀行として中長期的に持続可能な物価の安定と整合的と判断する

物価上昇率という形になりますので、これは基調としての物価の動きです。したがいまして、消費税率引上げの影響を除いた基調としての物価の動きといふことでござります。

○古川俊治君 物価の上昇を見るときに、消費税の影響というのはどうやつて除くんでしょうか。

○参考人(西村清彦君) これはいろんなやり方があると思いますが、一つのやり方は、いろいろな消費税が掛かるものに関して、それがフルにそ

とが分かります。その部分を除くと、これは一種の、ある種一つの推計の仕方でございます。

○古川俊治君 消費税を上げることによってかなりいろんな影響を受けますから、それも勘案すると違った考慮も恐らく必要になると。もうちょっとと詳細に分析をしたいところなんですが。

三月二十四日の白川総裁の演説では、バブル崩壊後の積極的な金融緩和政策はもちろん必要があるが、副作用や限界についても意識する必要があると言つて、危機前の議論において十分な注意が払われてないかた側面として、経済主体のバランスシートの修復の遅れや供給サイドにおける資源分配の不効率や潜在成長率の下押しリスク、それから金融仲介機能の減弱化、国際的商品市場の上昇などをずっと並べて、言つてみれば、この金融緩和政策、気を付けなきゃいけないよということがすぐに言つているんですね。

この点について、この二月十四日の発表でしばらくは中期的に一%をめどにして頑張るというお話をしたけれども、どうしてこういう発表をされているんでしょうか。

○参考人(西村清彦君) 御指摘の講演におきまして総裁は、基本的に金融危機後における積極的な金融緩和は重要であるということをあらかじめ述べた上で、そうした異例の緩和がもたらし得る副作用や限界についても意識する必要があると、そういう趣旨の御説明をされたというふうに理解しています。

〔委員長退席、理事大久保勉君着席〕

この講演そのものは、少し背景を申し上げますと、アメリカのF.R.B.、連邦準備制度とそれから中央銀行に関する国際学術の雑誌があります。それと共催されたもので、テーマは金融危機の前、金融危機の渦中、そして金融危機後の中央銀行の政策対応の課題という一般的なものであります。このコンファレンスでも、特に将来に向けた課題というパネルディスカッションがありまし

たので、これは包括的な金融政策という形で長めの、特に長めの市場金利の低下と各種のリスクプレミアムの縮小という形を促していくという形での金融緩和をしてきたと思っています。

○古川俊治君 物価の上昇を見ると、消費税の影響というのはどうやつて除くんでしょうか。

○参考人(西村清彦君) これはいろんなやり方があると思いますが、一つのやり方は、いろいろな消費税が掛かるものに関して、それがフルにそ

うと、これが反映される場合には幾ら上がるかということが分かります。その部分を除くと、これは一種の、ある種一つの推計の仕方でございます。

○古川俊治君 消費税を上げることによってかなりいろんな影響を受けますから、それも勘案するところからも危機への対応といふことで、その後もデフレになつたのも日本がまず、例の二〇〇一年から二〇〇六年までの量的緩和等を始めとしまして、言つてみれば世界でやつてみなかつたような低金利政策を今までやつてきて、金融緩和政策をずっとやつてきたわけですね。これららのやつぱり金融緩和の評価というのではなくて、これは今まで日銀がおやりになつたことですから、どうお考えになつていて、今、日銀自身として、これは今まで日銀がおやりになつたことですから、どうお考えになつていて、今、日銀自身としてもいいですか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○参考人(西村清彦君) 少し長い目ということですのでお話しいたしますと、あつ、そういうふうに結構なことですね。これは副総裁の私見でもいいですか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○参考人(西村清彦君) この低金利の金融政策というのは、特に金融の金利を、長期に金利を下げることによっては非常に大きな効果はあるたどいうふうに考えております。

○古川俊治君 そうすると、白川総裁の本を読むと余り効果がなかったということも書いてあるようなんですが、やっぱり低金利政策を長期に続けるべきだと、あるいは金融緩和を長期に続けていく意味があつたという結論でよろしいですか、日銀の結論で。

○参考人(西村清彦君) 金融政策の一つの重要な役割というのは、金利の決定を通じて経済活動に影響を及ぼすということになります。そういうことから考えれば、この長期にわたる低金利政策、いろいろな形の金利政策というのは金融政策としての効果はあったというふうに考えております。

○古川俊治君 どうもありがとうございます。

じゃ、安住大臣にちょっとお聞きしたいんですが、先ほど愛知議員の御質問に、八日間もやつて民主黨は混乱していませんよとおっしゃつていま

したけれども、各報道、私見ましたけれども、八日目の未明までやつて、どなり声がずっと続いて、今後も党内は混乱していく模様だと全部報道しているんですね。だから、一般的にはそう見ていなさいということをお考えいただきたいんですね。

總理も、大臣も、今回の消費税増税法案の提出については、所得税法等改正法の附則百四条、これを根拠にしていらっしゃいましたね。しかし、同条には、法制上の措置を講すべき税制改革というものは、実は二〇一〇年代半ばまでに持続可能な財政構造を確立することを旨とするものというふうに書いてあるんですね。そうすると、この持続可能な財政構造というのはどういうことかと。これは質問主意書の中で言っているんですけれども、地方の対GDP比残高の債務を安定的に引き下げるということだと。だから、プライマリーバランスゼロからまた頑張つていかないといけないという趣旨なんですかと、再増税条項というのは何かなくなつちやつたみたいななんです。そうすると、この百四条に違反していることになるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) 古川さんの最初のことと言えば、混乱というか、それはかなり党内でも活発な議論の中には、本当に賛否真剣に話をすれば、消費税の話ですから、当然それぞれの立場で意見が分かれているのは、私はむしろ自然なことだと思っております。ただ、それが一本になつてよかつたじやなくて、十分議論を重ねてきて共通の認識を持つところはかなり増えてきたけれども、今でも現実にはまだ合意を至らなかつたところがあるという御指摘だったというふうに思います。

ただ、そういうことも含めて、これは、先ほど私も申し上げましたけれども、御党もなかなか難しい法案のときはもう大変御苦労している経験があるんです。だから、大きなもう四百人近い政党にそれぞなれば、様々な意見をしかし包含しな

がらやつぱり一つの方向に向かつてまとまつていかなきやならないんだろうと思います。その努力を八日間やつたということを私申し上げておるの

で、それはそれで、何といいますか、混乱をしているという認識は、何も全く混乱をしていないと私は認識を持っているわけではないんです。大変な苦しい中でのいろんな議論を重ねたので、是非分かつていただきたいと思つております。

それで、三角六を三角三まで頑張つてやりますと、これは二〇一五年ですね。古川先生の御指摘というのは、それをゼロにするのに、その目標を失つたんではないかという御指摘だと思うんです。それは法律には書きませんが、しかし、プライマリーバランスをゼロにしていく取組というのは、更なる五年間で様々な取組をしていかなければならぬという政府の目標には何ら変わりはございません。

〔理事大久保勉君退席、委員長着席〕

○古川俊治君 大臣、これはやつぱり財政責任、法律を根拠にするのでやつていくということであれば、当然、法律に基づいた行政執行をやるわけですね。そうすると、この百四条に違反していることになりますね。それはもう明確に認めていただか

たいと思っているんですね。

やはり、昨日、どういうふうに、頑張られたのかかもしれませんのがかなり曖昧な妥協になつていいということははつきり申し上げさせていただきたいと思つてゐるんですね。それはもう明確に認めていただか

があるんでしょうか。

○国務大臣(安住淳君) つまり、日本再生の基本戦略の中で、3%の名目とそれから実質2%の成長を目指すと、そのためには様々な施策を講じていくことが書いてあるわけです。その部分を明記をすることで、こうした言わば政府の取組の努力を、措置を講じていることを踏まえながら、様々な経済指標をベースに判断をするというふうな書きぶりでございます。

○古川俊治君 我々も、平成二十一年のときは大変な議論の末にこの法案を作りましたので、大臣のお気持ちというのはよく分かります。だから、私はつきり言つて、去年の九月に大臣がなられて、みんな驚いたわけですよ。今日まで本当によくやられていると思ってます。私も友人たくさん財務省にいますけれども、高校時代から仲のいいやつが、だけれども、みんな、あの大臣、なかなかよくやつてすばらしいと、みんな言つていますよ、なかなかすばらしい方だと。変なふうに申し上げたら、期待外れにすばらしかつたという話かもしれないんですけども。

大臣、本当に今まで答弁もぶれないで立派にやつてこられたと私思うですが、ただ、この時期、本当に難しい時期だと思います。この時期に財務大臣をやられた先生として、今回の実際に消費税が行われるような形にならつたら、これはやっぱりその責任を、職責を果たしたとは言えないと思うんですね。今後の法文の読み方といふのは、答弁の中でもこれは法文解釈の一つの要素になつてきます、重要な。だから、今後も非ぶれない答弁で頑張つていただきたいというようになります。財務大臣として何か手当でをしていかないと、消費税を上げたために医療崩壊ということが起こりかねませんので、財務省のこれは問題でござりますから、消費税法の中の基本通達で書いてあります。財務大臣として何か御発言をいただきたいんですが。

○国務大臣(安住淳君) 医療機関の損税が生じてゐるんじやないかというふうな御指摘だと思いますけれども、私たちとしては、もう時間ですで、診療報酬など医療保険制度の中で何とか手当をしていきたくと思っております。

○古川俊治君 十月の増税もあるというふうに予定であると伺つておりますが、次の一四年の四月は確かに医療の診療報酬改定の時期であります。が、十月というのは診療報酬改定やりませんから、例えば、何回も御党の例を出すと、私は取材は随分させてもらったので、やつぱり総務会な

んかで知恵を出して、非常に難しい様々な利害関係を、何といふか、自民党も調整をしながら乗り越えてきている歴史があるわけですね。だから、そういう点では、妥協したじやないかと言われるかもしませんが、我々にとりましてもこの消費税というのは非常に難しい問題だし、国民の皆さんのが関心も高い。しかし、これをやつぱりお願ひするための産みの苦しみというのが文章にじみ出していると思つていただければと思うんです。

そこで、ぶれずに、私ともにかくこれは閣議決定をさせていただいて、皆様方の議論に付したいと。そして、この消費税の必要性というものは私なりにしつかり訴えてまいりたいと思いますので、御協力をよろしくお願ひしたいと思います。○古川俊治君 最後にちょっと伺いたいんです。それがすごくたまりにたまつて、今は、医療機関に実は消費税損税問題というのがあるんですよ。これは、医療機関が医薬品とか医療材料に払つていてる消費税は、患者さんから取れないと。そして、この消費税の必要性というのがあるんです。それがすごくたまりにたまつて、今は、医療機関に実は消費税損税問題といふのがあるんですよ。これは、医療機関が医薬品とか医療材料に払つていてる消費税は、患者さんから取れないんですね。それがすごくたまりにたまつて、今は、医療機関を苦しめているという現状であつて、消費税が上がつて今そのままだつたらもう経営は破綻するとなみなが言つています。

からよくお話を聞いてください。よろしくお願ひを申し上げます。

○中山恭子君 自由民主党・たちあがれ日本・無所属の会の中山恭子でございます。

関税定率法に関しましてお伺いいたします。

関税定率法改正案が日切れ法案として扱われて、ずっとそのように扱われてきておりますが、その暫定税率等の適用期限を一年延長するという措置ではなくて、関税定率に関する、関税改正に関する論点整理という論文におきましても、暫定税率が長年にわたって設定され定着している場合には、これを基本税率化することも検討の余地があるというようなことが言われておりまして、今年も四百以上の品目について延長が行われることになっておりますが、この長年にわたって暫定税率として扱われている品目について基本税率化できる品目というものはないのでしょうか。また、場合によつては、一年延長ではなく、暫定期間を二年ごとの延長にするといったようなことは検討できないものでしようか。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

現在、合計四百三十三品目につきまして暫定税率が設定されておりますが、そのうち六十六品目につきましては、平成六年のウルグアイ・ラウンド合意以前から、関税割当て制度によつて国内生産者と消費者等のバランスを図るため暫定税率を設定しているものでございます。

こうした関税割当て制度につきましては、無税又は低関税が適用される、輸入数量を限定する国境措置ではあります。このため、過度の輸入抑制効果や国内産業の合理化の阻害といった弊害を生じないよう常に見直しを行い、一般税率への移行の可能性を検討すべきものと位置付けられていることから、対象となる品目の関税率は暫定税率といふことで設定され、これまで延長されてきているところでございます。

なお、暫定税率が長年にわたって設定され定着

している場合には基本税率化することは検討の余地があると考えておりますが、今般、暫定税率として設定された経緯等を踏まえると、基本的に現時点で基本税率化することは適当ではないとの関税・外國為替等審議会における論点整理をして設定されてきた経緯等を踏まえると、基本的に踏まえまして、引き続きこれらの暫定税率を維持することとしているところでございます。

○中山恭子君 ドーハ・ラウンドの交渉というのもなかなかまとまりそうにありません。私自身、旧大蔵省に入省しまして一番最初に担当しましたのが当時のケネディ・ラウンドの関税引下げ交渉でございまして、その後、幾つも関税引下げ交渉が行われてきている中で、日本の企業を守り、農産品を守つていくという大きな役割を果たしてもらつていて思つておりますので、変えられるものは変わっていくような形で対応していただきたいと思つております。

あと一点、被災地では関税の申請等の期限について延長措置が講じられていると聞いております。税関としても、その被災地に対するいろいろな便宜を図る措置をとつていてると思いますし、また、あの被災のときは税関が持つていてる船で全国各地から物品をあの被災地に届けたというような話も聞いておりますので、被災された方々に対して温かい対応をしてくれていると思つてはおりますが、確認ですけれども、四月二日に福島県以外の地域でこの延長措置が終了すると聞いております。ただ、その後個別に期限延長が認められてるということですが、確認したいと思います、それどころか、お知らせいただけます。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

関税局、税関におきましては、東日本大震災への対応いたしまして、平成二十三年三月十一日から、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の被災された方々に対し、震災の発生日以降に到来する関税関係の申請、納付等の期限を延長する措置を講じているところでございます。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

関税局、税関におきましては、東日本大震災への対応いたしまして、平成二十三年三月十一日の対応いたしまして、平成二十三年三月十一日から、青森県、岩手県、宮城県、福島県及び茨城県の被災された方々に対し、震災の発生日以降に到来する関税関係の申請、納付等の期限を延長する措置を講じているところでございます。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

平成二十三年の税関における不正薬物の摘発状況につきましては、摘発件数が三百二十六件、押収量は、覚醒剤、大麻等の粉末状の薬物が約五百九キログラム、合成麻薬の一種であるMDMAや

例を挙げますと、輸入貨物に係る関税を納付すべき期限や保税蔵置場等の許可手数料の納付期限を延長しているところでございます。これらの延長措置につきましては、被災地域における交通機関等の復旧状況などを勘案いたしまして、地域ごとに期限を指定してきているところでございます。

○中山恭子君 是非、被災者の立場に立つて、気を遣つた形の行政を行つていただきたいと思つております。

今私自身が心配しておりますのは、税関の動きは信頼しているんですけど、日本で今若者を中心、若者たちの間で麻薬が蔓延しかかっているという点でございます。余り新聞でも取り上げられておりませんが、この麻薬が蔓延するという可能性が十分あるというふうに見ておりまして、日本の中に、麻薬が非常に簡単に手に入つて、若者たちが麻薬を扱うようになつてきた場合の社会の混乱というのは非常に大きいものがございますので、この麻薬は日本で作られるわけではありませんから、是非、税関で水際で食い止めもらいたいと思っております。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

平成二十三年の税関における不正薬物の摘発状況につきましては、摘発件数が三百二十六件、押収量は、覚醒剤、大麻等の粉末状の薬物が約五百九キログラム、合成麻薬の一種であるMDMAや

向精神薬等の錠剤型薬物が約二万錠となつております。

覚醒剤につきましては、摘発件数が百八十五件と過去最高を記録し、特に航空機旅客による覚醒剤の密輸入につきましては、摘発件数が百四十一件と過去最高を記録し、また押収量につきましても約二百三十二キログラムと、過去二一番目となっております。

近年の覚醒剤密輸入事犯の状況は、仕出し地がにより必要書類を紛失した場合などで当該期限までに申請等を行うことが困難な被災者につきましては、個別に期限の延長を認めることとしております。こうした個別延長の取扱いにつきましては、税関のホームページで周知させていただいてるところであり、最寄りの税関に御相談いただければと考えててるところでございます。

○中山恭子君 是非、被害者の立場に立つて、気を遣つた形の行政を行つていただきたいと思つております。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

○政府参考人(柴生田敦夫君) お答え申し上げます。

日本では非常に大きな利益が上がるということもありまして、もちろん今おっしゃられたように、飲み込んでくるのもありますし、靴の底に入れてくるのもありますし、二重底なんというのもう当たり前というようなことで、ある県では、赤ちゃんを抱いた女性が入ってきたと、検査官は何となく、拳動不審という単語しか使わないんですけど、それがどうでも、その女性を止めた、で、検査をする。税関で検査する場合、例えば、金子先生、開けてくださいと言われても是非怒らないでほしいと思うんですけど、その次の次くらいの人を狙つてゐる可能性もありまして、そういう形では協力いただけたらと思いますが、私が言う話ではないかもしれませんけれども、捕まえて、女性を検査室に連れていくて、どこから見付かつたと

思います。（発言する者あり） そうなんです。赤ちゃんのおむつの中に麻薬が仕込まれていたといふ、もういろんなことを考えてやつてしまひります。

ですから、これを押さえるということは、たぶん人の動きの中、又は大量の貨物の中からこういう小さいものを見付けるということです。で、物すごい、何というんでしようか、高度な知識、経験、それから勘というようなことが要求される、税関職員には要求されるわけですが。

済みません「ついでにもう一点お詫びいたしま  
すと、当時、東南アジアから成田経由アメリカに  
向かう航空貨物の中から大量の麻薬を摘発した事  
案がございました。アメリカの税関局から非常に  
感謝するということで、税関局の長官が成田に訪  
ねていらして、その感謝状を届けにいらしたんで  
すが。そのとき、その方のおっしゃっていること  
というのが今でも記憶にあるんですが、当時、ア  
メリカではもう大変な麻薬の蔓延状態でして、夜  
など、一人で暗い道を女性が歩けないというよう  
な状況になつておりました。そのとき、その方が  
おっしゃつたのは、アメリカではいわゆる暴力団  
と言つていいんでしょうか、マフィアとか、そ  
いつたところにかかる大口の麻薬摘発に力を入  
れだと。そうしたら麻薬が蔓延した。それは、小  
さい、何グラムというような所持してくる麻薬を  
押さえられなかつた、抜けてしまつた。これがア  
メリカでの麻薬蔓延の原因ですということ

小さい麻薬をつかまえるということは、もう本当に人手も要りますし、エネルギー、いろんなものが必要になつてくるわけですが、日本ではおかげさまで、その小さい麻薬を取り締まるということ、今でもそのままその方針は貫かれていると思いますけれども、その形を取ってきておりますので、何とか不正蔓延というところまで行つてしまふ、せんが、でも、この後ちょっとでも気を許せば麻薬が国内に蔓延し、社会がもうたたずたになつてしまふという可能性が十分あると思つております

て、今ここで氣を抜くことは決してあつてはなら  
ない」というふうに思つてゐるところがさうま  
す。

最近の最高裁の判決で、密輸事犯で、これはクアラルンプールから持ち込まれたかばんの中にチョコレートの箱がありまして、その中に麻薬が分散して包んで隠されてきたと。これを税関職員がちよつと重さが違うということに、触覚といふんでしようか、気が付いて押された。ただ、第一審の裁判員裁判、いわゆる民間の方が入った裁判

の判決では確証が取れないことで無罪になり、高裁では有罪になつたんですが、最高裁の判決では一審の考え方を覆すだけのそいつた立証ができないということで無罪の判決がありました。

それとこの場合には、麻薬だけではなくて、偽造パスポートを東南アジアからの友人に、入つてきて日本で渡す、偽造パスポートを渡すというこ

ともあつたものですから、罪の軽いそちらの方を犯人が認めたという事案でございまして、私自身は、今ごろ、運び屋グループは二つくらい、罪の軽いのと一緒に持つてくれば麻薬運びの方の罪を逃れられるということを気が付いて、今後はそういう形の運びのルートみたいなのができてくるのではないかと非常に心配しているところでございます。

これは、税関で捕まえた、摘発したときにすぐいろいろなことが立証できるような、税関の中にそういう、今の取調べ室というのは、御覧になつたかと思うんですが、もうごく簡単なちっちゃな部屋が一つ二つある程度でござりますから、今後のことを考えれば、そいつた取調べの環境を整備するということも必要になつてくるだらうと思つております。そういった形で、日本に麻薬が

蔓延しない、何としてもその努力はしていかなければならぬことだらうと思つております。初動の検査体制をしつかりできる対応をする。さらには、税関職員との、今回若い職員を採用しないというような話がありますが、これは

非常に困ったこととして、毎年そういう若い人を採用し、訓練して育成していくかないと、何年か後に麻薬が入ってくる、検査網がすたずたになつ

てしまうという可能性が大きいにありますので、そういう形で小さな麻薬をこつこつと必死で摘発して日本に入るのを防ぐという、今の税関の職員が一生懸命やっていることを大事にしていただきたいと思います。これは国を守るという非常に大きな意味がありますので、ちょっと大事にしていただきたいと思ひます。

時間があるかどうかですが、税関の仕事ってどんなものがあるかお分かりでしょうか。あそこには並んでちょっとと偉そうに通路で頑張っているなどいう、その程度しか普通の方はお感じにならないかと思いますが、いかがでしょうか。

○政府参考人(柴生田教夫君) お答え申し上げます。

ましたような不正薬物等を踏まえました国内でのセキュリティー確保のための不正薬物、銃器等々のチェックを行うこと、あわせまして、当然でございますが関税の適正な徴収、そして最近は、一方ではリスクの低い貨物に対しましてはより貿易の円滑化が進むように適切な措置を講ずるということで、リスク分析を十分行いながら一方で円滑化に努力すると、この二つの要請をうまく図

るべく注力しているところでございます。  
○中山恭子君　あそこに立っている検査官は、もちろん人の検査ですが、これ以外に大量の貨物の検査という仕事がございます。税関って意外といろんなことをやっていまして、知的財産権の問題も税関で扱っていますし、それから経産省にかかるようなココムの問題とか、それからワシントン条約の絶滅危惧種の移入阻止とか、偽物の輸入

を阻止するとか、もちろん、厚労省の医薬品、農水省の食料品、農産品についての検査など、いわゆる国内の省庁が絡む全てのことを水際で押さえなければいけないという、そういう仕事でございまして、今おっしゃられたその徴税に関して

も、消費税導入のとき、一番最初に国庫に消費税を納めた最初の事案というのは実は成田税関。朝一番で入ってきた便で来た方が消費税を払つてそ

のまま国庫に入るわけですので。現在でも、多分、関税と消費税などを合わせて五兆円くらい。五兆円というと、国の収入の一割をはるかに超えるくらいの税収を税関が上げているというふうに考えておりまして、目に見えないかもしれませんのが、みんな必死で頑張つて国のために働いているということをございます。

やはりここで申し上げたいのは、そういう現場の若い人を採用しないとか、それだけは何とかこらえていただいて、国の守りという観点からも是非税関職員の要員を確保してもらいたいですし、職場環境や、それから、そのためのいろんな実験

とか、商品の実験も、分析をやっていますし、研修もやっています。それから、三交代ですので、二十四時間体制で昼夜つまりして、いる税関がほとんど

ど、空港税闘など、海もそうですかね、そういう形でやっていますので、是非その辺りは必要なところと思いますので、無駄な職場ではありますので、是非御配慮をいただきたいと思つております。

員会でこちらには出席できないと、いうことですので、厚労省抜きでお尋ねすることになりますけれども、私自身は、党の調査会がこういった試算を行なうという前に、行政府として試算を進める、いろんな形の試算をしておくことが必要であると考えております。それから、特に社会保障の将来設計についてはいろんな形の試算を進めてもらいたいというふう

に考えているので、厚生省がそういった試算をすることについてよしと、よしと言つたらしいんでしょうが、それはもう是非やつてもらいたいと思つてゐるんだけれども。

の問題に関して、昨年の春の段階で、この社会保障と税の一体改革を扱う調査会の幹部が新しい年金制度をつくる際の一つの頭の体操として発注したものであるということと、当財務大臣だった政府にいる私も知りませんというようなことをおつしやつていました。もしそうであれば、この形が本当に取れるのであれば私自身は大変うれしいということなんですが、というのは、与党の国會議員だから行政府に試算を要請すればその試算というものを作ってくれるのか。国會議員の中で与党、野党の区別というのはそういう意味であつてはならないと思っておりまして、野党の国會議員も各省庁にお願いをすれば、要請をすれば必要な試算をやってもらえるということになるのかと、そういう意味になると思うものですから。

お配りした資料の一枚目はねんきん定期便の用紙のサンプルで、右下にある四角いバーコード、これが内容を示した音声コードとなります。厚生労働省ではねんきん定期便への音声コードの付与について早い段階から取り組まてきておりましたが、その取組状況、経緯についてまずお伺いしたいと思います。

○政府参考人(今別府敏雄君) ねんきん定期便は二十一年の四月から音声コードを付けておりまして、その封書がねんきん定期便であるということが分かるようにしております。さらに、四月から内容、すなわち個人期間でありますとかあるいは納付済みの保険料額さらにはそういうものに基づいた年金のお支払見込額というようなものを示せるようにする予定でございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。この厚生労働省の取組は、障害者施策の主管官庁として模範となつていただいていると思います。この音声コードの普及のため、厚生労働省としてはどのような施策を行つてあるのか、取組状況についてもお伺いしたいと思います。

○政府参考人(岡田太造君) 障害者自立支援法における地域生活支援事業の市町村が行う必須事業として、日常生活用具給付事業というのを実施させていただいています。その中で、音声コードを読み上げるための装置をこの給付事業の対象とさせていただいているところでございます。

この給付事業につきましては、利用者の負担は大体各市町村が決めていたところにしておりますが、おおむね一割の範囲内で所得に応じた負担となつてあると承知しているところでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。厚生労働省の取組によつて、視覚障害者の方々の情報バリアフリー体制を整備していくことについてくるのが、いかにして社会の様々な分野にこの音声コードを普及していくかということになります。

金融面での情報バリアフリーがどれだけ重要なかということをお示ししたいと思いますが、お配りした資料の二枚目、三枚目を御覧ください。これは新聞記事ですが、目の不自由な八十年代の女性が入居していた老人ホームの施設長に五千二百万円がだまし取られたという事件の記事です。これも、自分自身の資産が今どうなつてているのかを確認することができないということから起つた事件です。このような事件を再び起させないようにすることはプライバシーの中でも重要な部分でもあります。そこで、金融機関の御協力をいただいて、自分で取引を確認するように音声コードを取り明細等に記載がされるよう促していくべきであると考えますが、金融機関を所管する金融担当大臣の御見解、お伺いしたいと思います。

○国務大臣(自見庄三郎君) 竹谷議員にお答えをさせていただきます。

金融庁では、視覚障害者の方々にとって金融服务の利用が制限された場合、社会生活を営む上での支障があるとの声を受け、これまで金融機関に対して真摯な対応を促してきたところでございます。

平成二十三年の監督指針ですね、監督指針を改正いたしまして、視覚障害者への代読を行うための体制の整備や視覚障害者対応ATMの設置、それから誘導用のブロック、まあ点字ブロック等々でございますが、の設置等、障害者に配慮した金融サービスの提供にかかる視点を、改めて監督会計が設けられています。この特会については、この地震保険についても、政府が再保険を行うため、この取組を進めていくだけますようによろしくお願いいたします。

次に、民間の保険業界と政府で行つてゐる地震保険について質問をさせていただきます。

この地震保険についても、政府が再保険を行うため、この取組を進めていくだけますようによろしくお願いいたします。

○竹谷とし子君 今大臣から、障害者の近くで大変に状況がよく分かつたお立場から御答弁いただけました。是非とも、今後も、視覚障害者の方々のため、この取組を進めていくだけますようによろしくお願いいたします。

○副大臣(藤田幸久君) 今大臣から、障害者の近くで大変に状況がよく分かつたお立場から御答弁いただけました。是非とも、今後も、視覚障害者の方々のため、この取組を進めていくだけますようによろしくお願いいたします。

○竹谷とし子君 大枠として現行制度のままでござります。しかし、この閣議決定を踏まえて必要な見直しを今行つてあるという状況でございます。

その現行の地震保険制度、これは官民の保険として設計されているわけですが、その制度概要について御説明いただければと思います。

○副大臣(藤田幸久君) これは、いわゆる民間が払える部分はやつていただいて、それが担保できない部分を国がということになつておりますけれども、昨年の場合には東日本大震災の発生によつて保険契約者に対して一兆二千億円の保険金を払つたわけあります。したがつて、民間の準備において見直しを行つたということです。

本年度予算に關しては、民間の負担限度額が震災前が一兆二千億円だったものが七千億円減額して五千億円になつたわけです。したがつて、それを補うために、政府の負担限度額を

震災前の四兆三千億円から一兆四千億円引き上げて五兆七千億円としたと、そういう形で対応するということになつております。

○竹谷とし子君

ありがとうございます。

先ほど経緯の中でも御説明ありましたが、財務省における論点整理に係るワーキンググループ、これが設置され、様々な議論が行われたということが公表されています。特に、最終的な論点整理に至る前にまとめられたこれまでの議論の整理というところにおいては、今後の地震保険制度を考える上での論点が、制度の根本にかかる部分から保険の商品性、先ほど保険契約者の使い勝手の良さということで言及されました。そちらに至るまで網羅的にまとめられており、非常に示唆に富む内容であると思いました。

このワーキンググループで行われた議論の主要な論点について、財務省にお伺いいたします。

○副大臣(藤田幸久君)

今御質問ございました昨年十一月三十日に行政刷新会議に報告をした論点整理の要点は、まず一言で言えば、民間、つまり、國以外の主体と比較をした場合に、やはり國、これは地震特会でございますが、これを主体とする現行制度の方がやはり安心感と信頼性が高いということで、現行の、つまり國を主体とする現行制度を維持をするという意見が多かつたということをございます。

それから、効率性の観点から主体を移管をするということは、これは多大なコストが掛かるわけですから、したがつてこれは問題点が多いんではないかと、この二点がこの論点整理の主なポイントでございます。

○竹谷とし子君

この論点の中で、國主体でやつていくべきであるという結論になつたと思いますけれども、さらに、巨大地震、連続地震ということが想定をされて、この強靭性をどう確保していくのかということも議論されて論点として挙げられていたと思います。

まず第一に、現在、関東大震災クラスを想定して設定されている総支払限度額、これはどうする

のか、第二に、民間の準備金不足、このリスクに対する対応をどのようにしていくのか、第三に、保険料率の設定をどのようにしていくのかなど、これも議論されています。特に第二の論点、今申し上げた第二の論点である民間の準備金不足のリスクに対して対応をどのようにしていくのかといいます。

お配りした資料の四枚目、こちらに地震保険の官民保険責任額、レイヤーの改訂が示されております。上の図、これは平成二十三年度当初予算について示したものですが、ここで、民間と政府が五〇%ずつ負担する二番目のレイヤー、これが一千百五十億円から一兆九千二百五十億円の部分でございますが、これを平成二十三年度の一次補正で、下の図になりますけれども、一千百五十億円から八千七十億円というふうに引下げをされました。これによつて、東日本大震災での支払のため低下した民間の準備率に対応する形を取つたわけですけれども、平成二十三年度では支払対象となる地震は一回の地震につき五・五兆円です。これが同じ年度内など短い期間で二回、三回起つた場合は、民間の準備金不足というのは非常に大きなものとなると思います。

現行制度では、二回目、三回目の地震が起つたときも民間の支払義務は発生しますので、企業経営という観点から見て大きな課題となると思います。民間の損保にとって、ノープロフィット・ノーロスということで、利潤ではなくて企業の社会的責任という観点からこの制度に協力をしないといふふうに考えております。

○副大臣(藤田幸久君)

大きな地震というふうに想定されることが多いと、この二点がこの論点整理の主なポイントでございます。

○竹谷とし子君

この論点の中で、國主体でやつていくべきであるという結論になつたと思いますけれども、さらに、巨大地震、連続地震ということが想定をされて、この強靭性をどう確保していくのかということも議論されて論点として挙げられていたと思います。

まず第一に、現在、関東大震災クラスを想定して設定されている総支払限度額、これはどうする

ども、それは、本年度の予算においては、一回そういった大きな地震が生じた場合には総支払限度額六・二兆円の範囲内で保険金を支払うということになつております。昨年が五・五兆円とおつしやつたわけですが、本年度は六・二兆円というふうに予算を組んでおりますけれども、その際、国庫積立金に不足が生じた場合にどうするかということについては、地震再保険特別会計が借入れをし、そのほかの方法で対応するということになつております。これが強靭性と言われるこの根拠の大きな柱でございます。

それから、もしそうした巨大地震が連続して発生した場合にはどうするかという場合に、この超過損害再保険方式というのがございまして、これが巨大な地震損害を担保するために民間の資力をもつて対応できない場合にはそついた形で再保險を引き受けるということにしておりますので、連続して発生した場合にはこの超過損害再保険方式による考え方に基づいて対応するというふうに考えております。

○竹谷とし子君

ありがとうございます。

万が一に備えるということがいかに重要か、そして準備がされているということが國民に信頼感を持つていただくということにつながると思います。今の部分については今後もしっかりと検討をしていくただければというふうに思いますが、万が一に備えるという観点から、同じく制度の強靭性の論点についてお伺いいたします。

○副大臣(藤田幸久君)

首都直下地震の発生確率が三十年以内に七〇%、東海、東南海、南海の三連動地震については、中央防災会議で被害想定の見直しが進められております。四連動という言葉も出てきていました。

この被害想定の見直しを踏まえつつ、首都直下、三連動などの地震が連続して起つた場合についても制度が持続可能になるようシミュレーション、これを行つて財政的な持続可能性を確保していくべきであると考えますが、財務省の御見解をお伺いいたします。

○副大臣(藤田幸久君)

先ほども部分的にお答えをいたしましたけれども、地震再保険特別会計の借入れということと、それから今申し上げました超過損害再保険方式ということ、それから、これが削減の、一回の地震当たりの総支払限度額といふものが、想定し得る大地震が発生した場合にも支払保険金削減の事態が生じない程度の金額といふことを準備しなければいけませんので、その辺も想定をしながら、本年に関しましては六・二兆円ということにいたしましたけれども、その様々な制度を駆使しながら、いろんな想定の地震に対して対応していくかといふうに考えております。

この削減払いについてお伺いいたします。

この点について、財務省の御見解をお伺いいたしました。

○副大臣(藤田幸久君)

大きな地震というふうに想定されることが多いと、この二点がこの論点整理の主なポイントでございます。

○竹谷とし子君

この論点の中で、國主体でやつていくべきであるという結論になつたと思いますけれども、さらに、巨大地震、連続地震ということが想定をされて、この強靭性をどう確保していくのかということも議論されて論点として挙げられていたと思います。

まず第一に、現在、関東大震災クラスを想定して設定されている総支払限度額、これはどうする

れも勘案した額に積み増しをしているということでございます。

○竹谷とし子君 増やしていただいているだけではありませんけれども、今申し上げましたように、保険契約者からの信頼という面で、削減される可能性があるのではないかというそういう不安の声、そもそも全額が確定しないと削減払い 자체が損保会社の窓口でできない、支払が大幅に遅れるという、そういう実務的な難しい面があるという指摘がありますので、この点について御答弁をお願いしたいというふうに思います。

○副大臣(藤田幸久君) その辺については、損害区分の在り方等も含めまして、実際の運用面において様々なこれからいろいろな検討をしていかなければいけないという中に、その検討項目の中にも入っております。

○竹谷とし子君 今、損害区分のというお言葉が答弁の中ありました。昨年の十月二十七日の当委員会で私も取り上げさせていただきましたが、現在の地震保険の損害区分は全損、半損、一部損の三区分となっています。建物の時価の五〇%以上の被害は全損、二〇%以上五〇%未満が半損、三〇%以上二〇%未満が一部損となっています。これに応じて支払われる保険金額は、全損が一〇〇%、半損が五〇%、一部損が五%と、被害額と支払保険金額との差が半損と一部損の場合で十倍と非常に大きくなっています。

私も被災地の地震保険に掛けられていた方々にお話を伺いまして、その方は二〇%未満で、あともうちょっとで二〇%を超えるという評価だったんです。これで支払額が十倍も違うということに対して、大変な制度への改善要求、不信感といいますか、そういうものがありました。この問題は財務省のワーキンググループの中でも取り上げられているということではあります、これを見直していくべきということではありますが、これを見直していいべきと、いうふうに私も考えておりました。が、地震保険については、一月二十四日の

閣議決定、先ほどの御答弁にもありました特別会計について、東日本大震災の発生を踏まえ、今後も巨大地震の発生が懸念される中で、国民の安心感を確保することが喫緊の課題となっている現下の状況に鑑み、国以外の主体への移管は行わず存続させるものとする。なお、今回の震災を踏まえ、総支払限度額及び官民保険責任額について早急に改訂を行うとともに、地震保険の商品性についても検討を行うものとする」とされております。

ですが、商品性というのみではなく、その他の制度の強靭性の確保を今まで申し上げてまいりました。

これについて検討を進めていくべきであると考えますが、これは大臣に伺いたいのですが、そのため検討の場を改めて設けて、今、体制として検討の場ができるのではないかと思いまして、これまで申しまして、財務大臣の御見解をお伺いいたしたいと思います。

○國務大臣(安住淳君) る御指摘をいただきまして、ありがとうございます。

さきの、去年の大震災で、最初の質問にありますように、一兆二千億円支払が行われました。やはり民間の準備金だけで今後の三連動を含む震災に対応できるのかというのが論点になりました。私の方から行政刷新会議に対して、国民の皆さんのニーズを考えると、民間商品でこれを扱うのはやはり少し無理があるということで存続を決めさせていただきました。

それで、今委員から御指摘があつたように、言わばもう少し細かな、例えば支払の方法と

のを今後行ってまいりたいと思います。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。是非よろしくお願ひいたします。

次に、保険業法の改正案についてお伺いいたしました。

本改正案の策定の背景には、保険会社が現在置かれている国際競争等の経営環境の変化があると思いますが、現在の保険業における国際競争の状況について、金融庁の認識を伺いたいと思います。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

近年、少子高齢化や国民のニーズの変化等の国内の保険市場を取り巻く環境の変化などによりまして、我が国保険会社の保険契約高や収入保険料の減少傾向が続いております。こうした中、アジアや欧米を中心とした海外市場への進出を図るため、我が国保険会社が海外の保険会社を買収する事例が増加してきておるという状況でございます。

○竹谷とし子君 今御答弁にありましたとおり、保険会社の外国保険会社の買収等にかかる子会社の業務範囲の見直しについては、国際的なMアンドAによって収益機会を拡大していく必要がで

きているにもかかわらず、MアンドAのスピード感に現行の規制で対応できなかつたり、競争上不利な状況に置かれているということがあるうかと思います。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

今回の法案で規制を緩和する形となります。この法改正が必要になる背景や具体的な買収事例について金融庁の御認識をお伺いいたします。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

子会社の業務範囲規制につきましては、海外におきましては必ずしもそうした規制がない国が多いわけでございます。このため、我が国の保険会社が海外の保険会社を買収しようとする場合に、その買収による保険会社が含まれる場合が多いわけでございまして、入札時にそうした子会社の売却を条件にしないといけないというケースが多いわけでございます。

私どもその制度を所管する財務省としても、そ

事例いたしましては、例えば二〇〇七年に東京海上日動がシンガポール、マレーシアで事業を開いたしますアジアジェネラルホールディングス社を買収したわけでございますが、その際には、レンタカー事業、自動車ディーラー、ホテルマネジメントなど二十一社が規制対象外になつております。

本改正案の策定の背景には、保険会社が現在置かれている国際競争等の経営環境の変化があると思いますが、現在の保険業における国際競争の状況について、金融庁の認識を伺いたいと思います。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

マネジメントなど二十一社が規制対象外になつた。これを受けて、今回の改正法案では、外國の保険会社を買収します際に規制対象外の子会社がございましても五年間はその保有を認める。また、やむを得ない事情がある場合には内閣総理大臣の承認を得た上で五年を超える保有を例外的に認めるといった措置を導入したいと考えておるところでございます。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

グローバル化経済の中で保険業においても競争が激化しており、契約者保護、これは大前提ですが、その中で我が国保険会社が他国の会社と競争不利にならないよう、今おっしゃられました外規制、この運用においては市場での海外企業との競争環境を勘案して弾力的に判断していく必要があります。

○竹谷とし子君 ありがとうございます。

アンドAが行われた場合などに抵触する可能性がある、問題となる可能性がある同一人与信規制の見直しも、今回、内閣府令の改正で行われる方向と聞いておりますが、この内容とスケジュールについても御答弁いただければと思います。

○政府参考人(森本学君) お答えいたします。

保険会社の大口与信規制、これは具体的には内閣府令で定められているところでございますが、その対象は、与信先が子会社であつてもこれは適



番号あるいは金融機関の口座番号ということになります。他方、今先生がお話をになられました法人きましてはですけれども、やはりこれ実態的には金融機関にそういうた負担をお願いをすることになるということがありますし、さらに今、監督局長から申し上げましたとおり、債務者の状況はもちろんなのでありますけれども、取引の形態によつて各々、それぞれになつています。

再リスクということは、もちろんこれは目安になるわけであります、それ以上回数を確認をするということにつきましては、これは金融機関にとってはなかなか重い負担になるということを是非御理解をいただきたいと、そういうふうに思つております。

○中西健治君 リスクですか再リスクの回数も分からなければ、結局どれだけの企業が立ち直つたのか、どれだけの企業が時間を稼いでいるだけなのか、そうしたことが分らないじゃないですか。そうすると、政策効果の判断の指標がないとかいうことになつちやうので私は昨年も申し上げたんです。そして、誠意ある対応をしてもらえなかつたんです。和田政務官は誠実そうにここで答弁をされました。しかし、その後のフォローアップというのがされていないということに私は大きな疑問を感じているんです。

委員会での審議についてどういうふうに考えているんです、そうしたら。

○副大臣(中塚一宏君) 私どもは、今申し上げましたとおり、一部ではありますが、金融機関からヒアリングを行いまして実態を把握をいたしました。その結果に基づいて、今回、最終延長ということを御提案を申し上げているということでござります。その実態把握の結果でありますが、今御披露いたしましょうか。——よろしいですか。はい。

再リスクということでありますけれども、各々の金融機関について、それはもちろんそれぞれなんですけれども、おおむね足下で、つまり直近でということですが、申込みを行つた中小企

業のうち約八割が再リスクであったということです。さるに、その直近の申込件数ベースで、三十万件のうちの八割ということです。ますと、昨年の七~九月期ですが、これは条件変更の申込みが大体三十万件ございます。ですので、二十五万件ほどが再リスクであろうと、そういうふうに見込んでおるところであります。

○中西健治君 ですので、ざつくり八割だとかいうのではなくて、しっかりと数値を徴求しなきやいけないんではないかと私は申し上げているんです。その何割という程度であれば、ちょっとと聞けば何となくは分かるかもしませんが、実はそれがメガバンクと信用金庫では全然違うかもしれません、そうしたことが分からぬではないかとうふうに私は申し上げているんです。

そして、この再リスクの問題だけではなくて、実情を把握していないというのはもう一つあります。それは何かというと、官製の不良債権という言葉を使う人もいますけれども、そうは言わないまでも、金融庁は、少なくとも貸付条件の変更に応じた債権の残高ですか、それに対する引き当て割合がどれくらいになつてているのか、どれくらい引き当てされていないのか、そうしたことを探していなければならぬんじゃないんじやないでしようか。そうしなければ、金融機関の健全度というのは分からぬじやないですか。その点も質問主意書で私は聞きました。しかしながら、やはり報告、法定徵求していないので分かりませんという答えが返ってまいりました。

金融庁はこの一年間何をしていたんですか。金融庁の仕事というのは、金融システムの安定性を守ることなのではないんですね。中小企業を助ける、これも大事かもしれないが、それは中小企業が中心になつてやつっているんですよ。金融システムを守るという意味での報告徵求をなぜ行わない、なぜ実態把握をしないんですか。金融庁の怠慢だと思いますが、いかがでしょうか。

件変更につきましては、これまで二百五十万件の申込みがございまして、それに対しまして二百二十九万件の条件変更を行つております。その行つた対象債権の金額は、これは累計ベースになりますが、全体で六十三兆円となつております。ただ、これはかなり、何といいますか、重複があると思っております。

それで、債務者区分による引き当てでございますが、金融機関はまさに自己査定ということで債務者の実態を踏まえた適切な債務者区分・引き当てをやつてあるものと承知しております。

金融システムという御指摘ですので、マクロ的に申し上げますと、これは全国銀行ベースで申し上げますと、金融再生法開示債権、いわゆる不良債権と言られているものが、残高は十一・六兆円、それに対する引き当て等による保全割合は円滑化法施行以前から現在に至るまでおおむね八割を超える水準で推移しておるというふうに承知しております。

○中西健治君 これは、累計の数字ではなくて、金融機関の健全性というのが大事なところなんですから、その金融機関ごとにどれだけの引き当てをしているのか、そうした数字については持っていないということですよね。

○政府参考人(細溝清史君) マクロでなく個別ということのございますと、個別の、個々の金融機関の健全性確保につきましては通常検査をやっております。そういったことと監督行政、いわゆる昨日も御指摘のありましたオンサイトとオフサイトのモニタリング、これを適切に組み合わせることにより、信用リスク管理の状況の把握に努めているところでございます。

○中西健治君 これは来年に向けてというか、御提言しておきたいんですねけれども、やはり今年の三月末の時点において、全金融機関に対しても条件変更済みの債権の総額、そしてそれらが貸付金額に対してどれぐらいの割合を占めているのか、さらには、そのうち引き当て済みはどれぐらい、引き当てていないのはどれぐらい、こうした報告ぐ

○副大臣(中塚一宏君) まず、この中小企業金融円滑化法でありますと、そもそも金融機関は、この法律がない場合であつても、取引先の中小企業からの申出によつて条件変更に応じてきたということです。

他方、法律自体は二〇〇九年の末に国会にお願いをしたわけなんですかけれども、あのときはやはりリーマン・ショック等々で急激に景気が落ち込みまして、本業が好調であるのに、いつときの資金繰りによつて優良な中小企業が破綻をしないようについて制定をされたのがこの法律であり、さらに昨年は、単に条件変更するだけではなくて、条件変更の際にはちゃんと金融機関がコンサルティング能力を発揮してくださいといふお願いもいたしました。

ということでありまして、この円滑化法だけで条件変更が行われてゐるということではないといふのは是非ちょっと御理解をいただきたいと、そういうふうに思つておりますが、しかし、私どもは、一部ではありますけれども、ヒアリングを行うことにより実態把握に努めているんですけれども、昨年から先生御指摘をいただいております、よりもっと実態が把握できるような実態把握といふことにつきましては更に検討をさせていただきたい、そういうふうに思つております。

○中西健治君 是非御検討をいただきたいと思います。

自見大臣にお伺いします。自見大臣、モラトリーム法の延長に関しては、今回こそ最終延長ということになつておりますが、そういう話になつておりますが、法案の中には書き込まれていません。今回が本当に最後だということを何らかの形で担保できるのでしようか。

○国務大臣(自見庄三郎君) 昨年の中小企業金融円滑化法の延長に当たつては、金融機関によるコンサルティング機能の発揮の促進等の施策を講じてきたところでございます。こうした取組は、貸付条件の変更等への対応という入団に重点を置い

た対応と、それから中小企業者の経営改善支援という出団に重点を置いた対応との中間的な、昨年のですね、中間的なものだというふうに我々は考えております。

他方、本年の同法の延長に当たっては、中小企業者等の経営改善支援を含む総合的な出団戦略を講じることとしており、こうした取組は、先ほど申し上げた出団への軸足を移した対応を図るものであるというふうに思つております。

こうした取組を推進するとともに、事業等再生の支援に軸足を移していく、ソフランディングを図る必要があることから、円滑化法を今回に限り一年間再延長することとしたところであり、昨年十二月に発表した金融担当大臣談話において明示しているところでございます。したがつて、同法を再々延長する法律を提出することは考えておりません。

○中西健治君 大臣がそう明言されているので、最終延長だというふうに承りました。

最後の質問をさせていただきます。

今大臣がおっしゃられた出団戦略ですけれども、対象となる企業の数というのが、まあ金融庁は把握していないということで、金融庁の推計では三十万から四十万社リスクを行つていて、いうふうに推定されているということですけれども、三十万社、四十万社あります。それに対し、企業再生支援機構のこれまでの実績というの立していく企業はどれぐらい、再生支援機構にお願いするのと、どちらには支援協議会にお願いするのと、こんなものが出口の一つとして掲げられてゐるわけですから、実際に出団戦略として、自らつてしまつるのは残念ながらこれぐらい、こんな青写真持つてはいますか。

○副大臣(中塚一宏君) 今先生からお話をございました円滑化法をお使いいただいている事業者の数というのが私どもとしては三十三万から四十五万ぐらいだと見込んでおります。その大半は、金融機

関が努力をいただいてコンサルティング機能を發揮をいただいております。そういう意味では、不良債権にもならず、経営が改善に向かっていくといふところがあります。

他方、やはり事業再生が必要になつてくるというところは、例えばその債務者区分等で考えていまして、例えはその債務者区分等で考えています。

こう

うところは、例えはその債務者区分等で考えています。

こうした取組を推進するとともに、事業等再生の支援に軸足を移していく、ソフランディングを図る必要があることから、円滑化法を今回に限り一年間再延長することとしたところであり、昨年十二月に発表した金融担当大臣談話において明示しているところでございます。したがつて、同法を再々延長する法律を提出することは考えておりません。

○中西健治君 大臣がそう明言されているので、最終延長だというふうに承りました。

最後の質問をさせていただきます。

今大臣がおっしゃられた出団戦略ですけれども、対象となる企業の数というのが、まあ金融庁は把握していないということで、金融庁の推計では三十万から四十万社リスクを行つていて、いうふうに推定されているということですけれども、三十万社、四十万社あります。それに対し、企業再生支援機構のこれまでの実績というの立していく企業はどれぐらい、再生支援機構にお願いを申し上げます。

○大門実紀史君 大門でございます。

各法案についてはもう既に議論もございましたし、繰り返しませんが、閣税の方は問題ないと思ひますけれども、銀行株式保有制限、保険業法なんですが、これはもう何年も前から議論をしてきて、その結果についてはもう既に議論もございました。

○大門実紀史君 今先生からお話をございました円滑化法をお使いいただいている事業者の数というのが私どもとしては三十三万から四十五万ぐらいだと見込んでおります。その大半は、金融機

ももらいたいと思います。

岩手県の一関税務署で起こつた事案でございま

すが、一関市に在住しておられる養鶏業の方で、仮にAさんとしておきますが、この方は二〇一〇年に仕事を始めて、養鶏業を始めて、二〇一〇年の十二月に一関税務署から初めての税務調査を受けました。もう御案内のとおり、通常、税務調査申告をすると。大抵三年分ぐらいが普通でございま

すけれども、この方のケースはちょっと違います。税務署員が一部を調べただけで、あなたのところは経費が多いというふうにもう決め付けるようにして、で、何をしたかというと、このAさんには申述書を書かせました。経費について過大に記載したというようなことと、済みませんでしたと謝罪をさせるというふうに書くように指示をして、書けば、言うとおりに書けば税金が減額されるとか、とにかく書かせたわけでござります。書かせて判こを押させました。

その念書といいますか申述書、とにかく書かせた後になって、税務署は何と、通常の任意調査で

あるにもかかわらず、七年分ですね、七年分とい

うのはいわゆる悪質で脱税犯に該当するような場

合、七年というのがあります。通常はやりませ

んけれども、七年の遡つて調査をして課税をすると。これが後で大変なことになるわけですから、も、売上げの六割前後だった経費を計上していたものを三割まで大幅に削った申告書を作成させて判こを押させました。

このAさんは二〇〇一年に開業で初め

ての税務調査でしたから、よく分からずにそこま

で来たわけですが、実際に七年分の追徴課税とな

ると、しかも税務署の方が三割しか経費認めない

というようなことになると、相当の金額になります

。重加算税まで課せられたわけですね。悪質

脱税犯扱いですね。

幾ら何でもということで、金額多過ぎます

ので、納得できないで地元の一関の民商と一緒に税

務署にこういうのを撤回してもらいたいというこ

とを働きかけを始められて、私の方にも相談がございまして、私の方で国税庁を呼んでちょっととこ

れどくなつて、若干、若干というか相当やり過ぎじゃな

らつて、若干、若干というか相当やり過ぎました。

いかということを申し上げて是正を求めました。

揮をいただいてコンサルティング機能を發

揮をいただいております。そういう意味では、不

良債権にもならず、経営が改善に向かっていくといふところがございます。

他方、やはり事業再生が必要になつてくるとい

うところは、例えはその債務者区分等で考

えております。

うところは、例えはその債務者区分等で考

府、税務署なんですね。事実上撤回しておいて、事実経過では誤りを認めておいておわびをしないんです。悪いと言わないんです、この官庁は。そういうところでこれいいんですか。こうい

う国税庁の姿勢、もう今どき申し訳ないことは申しぐたつて何も損しないでしよう、実際撤回したんだから。それぐらいやるべきだと思うんですけれども、安住大臣、いかが思われますか。

○國務大臣(安住淳君) 個別事案に答えられないということはあるとは思います、ただ先生の御指摘が事実であれば、聴取書をかなり強権的にやつて、それで後になつてそれを調べたらそうではない事実が判明して、結果的にはその税金を戻したか何かをしたという御指摘ですね。

私としては、今聞いている範囲において、これ国税庁から私自身が光明に聞いたわけではございませんので、物事の善し悪しの判断は別として、もし常識的な対応ということを先生が御指摘であるとすれば、その方からの聴取書の聴取の仕方について十分私どもとしても検証をして、そうしたことを探るところがあれば、それは改めるべきであるというふうには思います。

ただ、事実の関係がちょっと分からぬので、これ以上のことばちよつと御勘弁いただきたいと思います。

○大門実紀史君 今大臣が言われたことを踏まえて、個別的には答えられないならば、具体的に指導してもらえば結構でございます。

もう一つは、これは一関税務署だけのことかと思つたら、どうもそうではないということで申し上げたいんですけども、要するに、何があつたかといいますと、優しい言葉でとにかく一筆書かせるんですよ、一筆書かせるんです。それで、済みませんという言葉を入れさせるわけです。その念書を取った後で、念書を取った後で重加算税を課すわけです、七年遡るわけです。これはなぜそういうことをやるかというと、この後で申し上げますけれども、ちょっととまづ確認したいんです

けれども、これほかでもやつているでしょう、こいういうやり方。どうですか。

○政府参考人(岡本榮一君) お答え申し上げます。税務調査は、その公益上の必要性と納税者の私的利害の保護との衡量において社会通念上相当認められる範囲内で、納税者の理解と協力を得て行うものでありまして、從来から与えられた権限の範囲内で適切に実施するよう指示しておるところでございます。

なお、調査の過程におきまして、帳簿や原始記録など既存の書類の検査に加えまして、事実関係の正確性を期するため納税者の理解と協力を得て文書を作成していくこともあります。その場合におきましても、もちろん税務調査の一環として与えられた権限の範囲内で適切に実施をし、強制的な、強権的な対応を行なうことがないよう努めています。

○大門実紀史君 答えていない。答えさせてください。

○政府参考人(岡本榮一君) お尋ねの趣旨が、要するに聴取書の作成あるいは申述書の作成ということでありまして、先ほど申し上げたように、帳簿や原始記録などの既存の書類の検査だけでは十分事実関係の解明ができるないケースなどを

ス・バイ・ケースでございますけれども、事実関係の正確な把握のため納税者に申述書、聴取書などの書類を作成していくことはござります。

○大門実紀史君 配付したのが今度は東京国税局の資料でございます。

「証拠資料の収集と保全」ということで、要するに何を書いてあるかといいますと、税務調査なるに使われたのですね。この黒塗りのところ、何が書いてあるんですか。

○政府参考人(岡本榮一君) 御指摘の文書につきましては、国税局が税務署に対し、証拠資料の収集、保全の必要性やその方法などを示しているものであると承知しております。

資料のうち、黒塗りされている部分には、実際の調査における証拠資料の収集方法や証拠資料の作成に当たっての留意事項等が記載しております。一般的に、公にすることにより、これらを知つた一部の納税者が税務調査への対応策や妨害策を講ずるなど、国税当局の税務調査における事実の把握を困難にするおそれがある場合には、情報公開法五条六号該当として開示していないところであります。

したがいまして、この場においての答弁も、内

で、そういう場合は後で、異議申立てのときは税務署が立証しなきゃいけないので、様々な証拠書類を収集して保全しなさいと。そこまでは別にいいかと思うんですよ。ところが、三ページのところにありますけれども、問題は、この納税者本人から聴き取つて判こを押させる聴取書なんですね。これも証拠化しておきなさい、ということが中段辺りに書かれております。

まず、こんなものに判こを押させて何か法律的な根拠があるんですか。これ。申立て又はその後の訴訟段階になつて原処分にかかる調査の際に関係者等から提出させた申述書、確認書の記載内容について争われる場合が少くない。具体的には、申述書等の記載を調査担当者から強要されたなどの主張をされることが多いが、このような場合は、この申述書、確認書の証拠能力、具体的には後述する形式的証拠能力や実質的証拠力に欠けることになるだけじゃなく、調査手続上の問題にも及ぶ可能性がある云々。したがつて、強制したと思われないよう気に付けなさいということが書いてあるわけで、最もそんな納税者にとって困ることでも妨害するそういう最高裁の判例がございます。

○大門実紀史君 法的根拠、何もないんですね。こういうものを取るというものは何もないんですよ。それで、この資料の三ページ目ですね、これ黒塗りになつていますね。こういうものしか出しませんが、この黒塗りのところ、何が書いてあるんですか。

それでは、この資料の三ページ目ですね、これ黒塗りになつていますね。こういうものしか出しませんが、この黒塗りのところ、何が書いてあるんですか。

要するに、税務調査というのはあくまで事実、証拠、資料に基づいてやるべきであります。何か誘導的に、これ書いたら、済みませんと一言書けば税金安くなるかもしれないよなんて言つて書かせておいて、何か自白を取つておいて、もう本当に基づいて有罪にしちゃうような、そんなことに使われたわけでございます、一関の場合はですね。こんなことが横行したら大変でございまして、七年遡らせて重加算税なんていつたらもう大変な話でございますから。

最近、その重加算税が乱発されております。物すごい増えております。若い税務員は何を考えているのか、重加算税を取つてくることが自分たちの成績になると張り切つちゃつていてるんです

ね。どんな教育しているのかと思ひますけれども。悪質な人を本当に摘發するならそれはいいことでござりますけれども、こういうちよつとグレーボーンというか、ちょっととこれは引っかけられるかなみたいなところに念書きかせて重加算税と、これがやられたら大変なことになるわけございます。一闇の場合は現場の運動と私もかかわらせてもらつて是正することができますけれども、全国的にこんなことやられたら大変なことになります。

最後に、財務大臣伺いますけど、申告の間違は正さなきやいけませんし、修正申告をやつて納税するというのは当たり前のことでござります。私が言つているのは、そういう普通の間違いの場合も、済みませんとか反省しましたという言葉を書かせたら、もうこれは後で争いになつても勝てる、本人がそう認めたんだということでの重加算税とか七年遡ると、こんなことをやられたら大変なことになると思いますから、こういうことが横行しないよう、ちょっとと財務大臣から国税庁をちゃんと指導してもらいたいなと思いますけど、いかがですか。

○委員長(尾立源幸君) 岡本次長、まず先に。

○政府参考人(岡本榮君) 重加算税の賦課についてのお尋ねでございますが、個々の調査事案の実情に即して、事実関係の正確性を期するため、納稅者等の協力と理解を得てできる限りの証拠収集を行つて、もちろん納稅者から提出された文書のみならず調査の過程で収集した資料を総合的に判断して、仮装又は隠蔽の事実について適切に賦課しているところでございます。

○國務大臣(安住淳君) やっぱり、納稅者の皆さんから納得をして納稅をしていただくというのが基本だと思います。ですから、そうした原點を忘れないでやります。やつてもらうように私の方からも申し上げたいと思ひますし、事實を立証して、それを、十分な証拠を持って対応しなさいということだと思うんですね。その努力を、皆さんに

減額処理をこちらがしないといけないような事例をなくしていくことを、私の方からも国税局の方に申し上げたいと思います。

○**大門実紀史君** 終わります。

○**玉置一弥君** この一月に参院議員になりました玉置一弥でございます。十年ぶりぐらいの質問になりますが、小泉内閣以来だつたと思いますけれど。

関税局、税関におきましては、貿易の円滑化を  
税関の重要な使命として位置付けておりまして、  
適正かつ迅速な通関を確保しつつ税関手続の利便  
性向上等を図る観点から、これまで税関手続の電  
子化、迅速な貨物の引取りを可能とする予備検査  
制度の導入、夜間、休日の通関体制の整備等に銳  
意取り組んできたところでございます。

今回の法律改正におきましては、通関関係書類  
のペーパレス化の一環として、輸出入申告に際  
しこれまでは原則税関に提出しなければならない

ざいまして、この辺については、是非安全性を確保しながら、よりスマートにこういう業務ができるように御配慮をいただきたいと、特にそういうふうに思います。

次に、消費税問題に入つてまいりたいと思います。私は遅く参加したから余りしやべってはいけないと思って、消費税のときには出ていないんですねよ、実は。というのは、何を今更という感じがありましてですね。

というのは、この失政が実は二つあります。手始めに名前をちのこに、手本をこうこうに付

じでいいのかなど、つくづく、いろいろ考えなが  
ら今日は質問していただきたいというふうに思いま  
す。

まず最初に、関税定率法その他についてです  
ね。

昔から、ウルグアイ・ラウンドとか、あるいは  
先ほどのケネディ・ラウンドとか、障壁が絶えず  
問題になりながら日本の貿易が拡大をしてきたと  
いうことでございますが、当時はかなりの非関税  
障壁というものがありまして、それがいろいろな  
合理化とか相手国との話合いとかいうことで縮小  
してきていると思いますし、今回の法律改正も一  
部そういうところに寄与するのではないかと、こ  
ういうふうに思いますので、非関税障壁が以前に  
比べてどういう状況になつたのか、また、将来、  
近い将来どういう方向になるのか、その点をお聞  
きしたいと思います。

の軽減、紙代等のコスト削減が図られることが強く期待されます。

さらに、将来につきましても、現在NACCISと呼ばれる我が国の輸出入手続システムがございまが、この更改等のタイミングにもにらみつつ、適正通関を確保する形で、更なる通関関係のペーパーレス化等も含めまして、通関手続の簡素化に更に一層努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○玉置一弥君 昔、指摘されたことがかなり取り入れておられまして、通関の時間を短くするというのと、やはり書類の簡素化それから電子化、この辺がかなり進んできているような感じがするんですね。ある意味では合理的な方向に行つてます。

ただ、税関職員のお話を聞くと、どうしても船や飛行機に乗り込んで検査をしなければいけない、こういう部分がどうしても省けないんだと場合によっては非常に危険を伴うということです。

で、四十二兆円しか税収がない。いわゆる国民の可処分所得、これにやつぱり財政当局が余り目が行つていなかつたんではないかと。それと、名目成長率が税収をカバーするんですから、名目成長率を下げる、いわゆるバイを小さくしないといふことが非常に大事なんですけれども、この辺の配慮が欠けていたのではないかと。

これ、安住さんに聞いていいのかどうか分かりませんが、これは自民党時代から二回ぐらい消費税の導入のチャンスがあつたんです。私もそのとき、今言わないともう駄目だよという話、何回もしているんですけども、それでもなかなか出さない。野党でそんなことを言つていいのかと思ひながら言つていたんですけども。そういうことも踏まえて、可処分所得と経済規模、この辺が原因でやっぱり税収が落ち込んだ、だから今非常に難しい立場に追い込まれている、こういうふうに思つんですけども、それについて安住大臣の御見解をお聞きしたいと。

ね。どんな教育しているのかと思ひますけれども。悪質な人を本当に摘発するならそれはいいことでござりますけれども、こういうちょっととグレーゾーンというか、ちょっととこれは引っかけられるかなみたいなところに念書きかせて重加算税と、これがやられたたら大変なことになるわけでございます。一闇の場合は現場の運動と私もかかわらせてもらつて是正することができましたけれども、全国的にこんなことやらされたら大変なことになるわけでござります。

最後に、財務大臣に伺いますが、申告の間違いは正さなきやいけませんし、修正申告をやつて納税するというのは当然たり前のことでござります。私が言つているのは、そういう普通の間違いの場合も、済みませんとか反省しましたという言葉を書かせたら、もうこれは後で争いになつても勝てる、本人がそう認めたんだということです。重加算税とか七年遡ると、こんなことをやられたら大変なことになると思いますから、こういう

減額処理をこちらがしないといけないような事例をなくしていくということを、私の方からも国税局の方に申し上げたいと思います。

○大門 実紀史君 終わります。

○玉置一弥君 この一月に参院議員になりました玉置一弥でございます。十年ぶりぐらいの質問になりますが、小泉内閣以来だつたと思ひますけれど。

昔は大蔵委員会に所属しておりまして、中山さんが税関長になられたと、女性初めての税関長ということでみんな大喜びしたんですが、マージャンも強いそうでございまして、いろんなうわさもたくさんあります。しかし、今の御質問とかいろいろ聞いていますと、やっぱりさすがだなというふうに感心をいたしました。

私ども、野党の時代から政府を攻撃するというスタイルでやつてこなかつたものでござりますから、どちらかというと提案型でございまして、かみつくこともなかつたという非常に優しい性格で

関税局、税関におきましては、貿易の円滑化を  
税関の重要な使命として位置付けておりまして、  
適正かつ迅速な通関を確保しつつ税関手続の利便  
性向上等を図る観点から、これまで税関手続の電  
子化、迅速な貨物の引取りを可能とする予備審査  
制度の導入、夜間、休日の通関体制の整備等に銳  
意取り組んできたところでございます。

今回の法律改正におきましては、通関関係書類  
のペーパーレス化の一環として、輸出入申告に際  
しこれまでは原則税関に提出しなければならない  
こととされている仕入れ書、インボイスにつきま  
して原則提出を求めないこととして、税関長が輸  
出入の許可の判断のために必要があるときはこれ  
を提出させることができることとする等、通関関  
係書類の簡素化について御審議をお願いしている  
ところでござります。

本改正によりまして、このような輸出入申告に  
関する通関関係書類の提出を省略することが可能  
となりますことから、輸出入業者、通関業者と  
ところがございます。

ざいまして、この辺については、是非安全性を確保しながら、よりスムーズにこういう業務ができるよう御配慮をいただきたいと、特にそういうふうに思います。

次に、消費税問題に入つてまいりたいと思います。私は遅く参加したから余りしゃべってはいけないと、消費税のときには出ていないんですよ、実は。というのは、何を今更という感じがありましてですね。

というのは、この失政が実は二つあります。昔の財政当局が考へるよう、将来にわたつて財政資金が枯渇をするというのが見えていたから増税するんだというような言い方、これで大蔵省当時からずっと来られたんですね。ところが、よく考えてみると、結果的にはGDPが大変低下をしました。そのために、大きな税収減という形になりました。私が大蔵委員をやつているときに、もう五百五十兆円ぐらいにGDPなるんだという話があつて、そのときの税収が五十五兆円という形になりました。

○國務大臣(安住淳君) 本当にしばらくぶりに御尊顔を拝しまして、長いお付き合いでございますけれども、とにかく、玉置先生は昭和五十四年に初当選以来、衆議院の方に籍を置きました、長年大蔵委員会等を含めて、また現場で日産の課長さんもやっておられましたから、自動車の輸出に関する大変な専門家でござりますから。

以前から先生は、消費税、直間比率の問題をずっとおつしやつていてまして、私もそれは大変共鳴するところは多うございました。それで、やはり直間比率を見直すときに、竹下内閣、もつと遡れば大平内閣ですね、ここで消費税の導入という話になつたと同時に、高い所得税率を下げていうことと並んで、やつぱりバランスを取つていかないと、これは私は大平総理は大変先見の明があつたと思いますけど、あのときから実は高齢化問題というののが言われていましたですね。

そういうことで、大変自民党も御苦労をして、昭和六十三年に導入を、あれは中曾根内閣から竹下内閣に替わつてその年の秋でございましたが、消費税を成立させたという経過だと思います。御指摘のように、その後の日本の経済というのには、一時期バブルにはなりましたが、その後ずっと可処分所得が減つて、結果的には税外収入は当時の予測をもしかしたら超えるほど落ちていたということだと思います。

そういう点から考へても、やはり全世代型の、直間比率の見直しを含めて、早い段階からこうした国民の理解をもつと得られるような努力というのは必要だったのかもしれないし、私個人的に申し上げますと、やっぱり消費税は非常に荒れた国会の中での成立でしたですね。そうした中で、やっぱり少し消費税というものに対するイメージというのは、国民の皆さんにとつては、あのときの直後はリクルート事件があつたり、そうしたことが運動して非常に、何といいますか、スタートから少しそういうイメージが付きまとつて、非常な気がいたしております。

今後、高齢化社会が御存じのようにならざる進みますので、全世代型のやつぱり税負担といふのを考えていくと。あわせて、政府としてやつぱり税収を増やしていくのに経済的な成長戦略というものをどういうふうに図つていくかということは、大変難しいことではありますけれども、それに力点を置いて、財政、金融面でやはり両輪となつて成長をやっぱり期していきたいと思っております。

○玉置一弥君 当時から、目的税は結局固定化してしまうからほんとに使えないということでより増税を進めることになる、こういうふうな理論がありまして、消費税も一時期、消費税を社会福祉に使います、あるいは医療に使いますという話があつたんですけども、私はそういうふうに使いつが固定されるということに反対でございまして、なるべくフリーにして、いつでも財政的にフリーハンドでいろんな対策が打てるというふうにすべきだということを言ってまいりました。

そして、次上げるときの口実としてみんなよく言われるんですけど、これ福祉に充てますからと。福祉は行き過ぎると国が苦しいんですね。だから、そそこそに抑えないと、いつまでたっても医療と福祉で日本の国が首を絞められたら、それ以上に稼ぎ出すというのは大変なことなので、やっぱり相互通いで、それぞれやつぱり抑えるべきときはやっぱり抑えるということにしなきやいけない。

しかし、今回の、先ほども損税の話が出ていましたけど、例えば医療費の話ですね。取るところないわけですよね。取るところがない。要するに、これからお話しする多段階制の税率という話ですけど、要するに、そういうふうにもう行きようのないところがどうやって払うのというのがありまして、この間も、今ちょっと病院回り時々していました、体が悪いわけじゃないんですね、お仕事でちょっといろいろなお話を伺いに行くんですけど、どこへ行つても今それを言われるんですね。要するに、我々は患者さんから取つていな

い。景気というか、そこそこ景気が良かつたときはそれでカバーできただけども、今みたいに景気が落ち込むと病院関係もやっぱり経営上非常に苦しいと。じゃ、このお金が今度増えました、八%、一〇%になつたときに今までの分も含めて払わないといけないですから、どこ行くんですか、誰が払うんですかと、こういうふうに言わされました。それが今話が出ない。どうなつてているんですかと毎日聞かれるんですよね。

そういうことなので、やっぱり多段階の税率を考えただきたいということと、それから取れない人、取れない人というか赤字業者ですね、これは今赤字業者の話をしていますけど、言えば力関係で、例えば流通の間にいるところが、片方が押し付けられ片方は引き取つてくれないというふうになるとダブルパンチなんですね。

こうなつてくると、もう本当に税制そのものの在り方がやっぱり問題になつてくるというふうに思うんで、まず多段階制の論議が今どこまで進んでいるのかというのと、今申し上げました医療関係の損税の話、そして流通の間の負担、要するに他に転嫁をするということに対する歯止め、これを同時にちょっととそれでお話しいただきたいと思います。

○副大臣（藤田幸久君） それでは、医療関係の高額の設備負担等についての御質問について、私の方から先にお答えをいたしますけれども、この社会保障・医療診療に係る消費税については、引き続き非課税というのが基本でございます。

他方、医療機関等が行う高額医療に係る消費税負担分、MRIとかいろいろございましてどんどん高くなつておりますんで、それに、その一定の基準に該当するものに対して区分して手当てを行ふことを検討すると。そういうことをも含めまして、診療報酬、二回改定されましたが、プラスで、それと医療保険制度の中で手当てをしていく

そういう考え方でございます。  
その中で、医療機関等の消費税負担について  
は、定期的に検証する場を厚生労働省に設ける予  
定でありますし、できるだけ早期に検討しようと  
いうことで準備を進めております。  
特に、医療機器、先ほど申しましたMRI等々  
の、医療機関等で共有している場合には、様々な  
形態が想定するため、いろんな負担の実態を調査  
をするという形で様々な形で検討していくこうとい  
うふうに対応しようと思つております。  
○國務大臣(安住淳君) これは、玉置先生は、あ  
れですよね、複数税率の話ですよね。  
○玉置一弥君 複数税率と今のは医療費の話。  
○國務大臣(安住淳君) 今回は、複数税率は、一  
〇%なので、これは単一税率で行かせていただく  
という方向なんです。  
それで、医療ですよね。さつきの話ですよね。  
これ、今ちょっとお話をしましたけれども、医療  
機器を仕入れたときの仕入れ税額控除とかをどう  
するかなんですね。これはちょっといろいろ今考  
えさせていただきながら、それは大変な高額な負  
担になるということもあるというふうに聞いてい  
ます。一方で、私が聞いているところでは、  
ちょっと聞いたら、リースも結構あると、医療機  
器の中には。そうした実態をちょっとよく調査さ  
せていただいて、いろいろ対応したいと思いま  
す。

○玉置一弥君 いろんな形態はありますけれど  
も、大体今まで以上にいろんな病院が今非常に苦  
しくなっていますし、もうぼちぼち始まっています  
が、我々の後の世代ですね、もう大量に老人に  
なるわけです。その人たちが今度患者になります  
からその医療体制もつくらなければいけないとい  
う面で、それに対する投資が大分ありますし、そ  
の辺をやっぱり加味していかないといけないとい  
うことなんで、やはり早く結論を出してほしいと  
いうふうに思います。  
それから、東北関係の投資の話とか今あります  
けれども、話がちょっと飛び飛びになりますけれ  
ど、

ども、私たちは、今の日本の景気を良くすることと東北を復興させることは同じだというふうに考えているんですね。それはなぜかというと、東北大だけで復興して、で、あそこは燃えただけすぐ燃え尽きてしまう。なぜかというと、昔はそんなに産業がなくて、GDPもなかつたんですよ。それが過度なことをやるということよりも、やっぱり長期戦略で社会資本をまず充実させて、その間に東北を始め日本の景気回復のメニューを国として作る。これは東北大だけじゃなくて景気回復を是非やりたいというところに参加をしてもらうということと、その専門家をやっぱり集めてくる。役人が考えるんじやなくて、やっぱり都市再開発の専門家とか新しい事業に対するアイデアを持つた人とか、やっぱり一つのプロジェクトですね、五十人とか二十人とかでメニューを作つて、そのメニューを国が売りに出すと言うと変ですけど、みんなに提示して、それを審査して、それにお金を付けるというふうにしていけば、東北大だけではなくて日本全体がやっぱり持ち上がりいくだろう。

私、税制論議は、GDPを拡大したらこんなのが解決する話なんですね。だから、消費税がいいか悪いかじゃなくて、景気対策の実効上がるためにはどうしたらいかの方が、あれだけ時間掛けるんだつたら、本当に民主党、何やつているんだと言いたい。けど、私も民主党ですから。そこからいうと、やっぱり論議が間違っているというふうに思うんですよね。

ですから、やっぱり将来の間接税の在り方から動の規模を拡大するのにどうしたらいのか。福社や医療に対し、あるいは教育に対してどうするかという国の根幹を決める、それから経済活動の規模を拡大するのにどうしたらいのか。だから、杜会の負担率との関係なんですよ。だから、杜会の前ですよね、ソフトノミックスというのがあり

まして、アメリカ・レーガン大統領のまねをして  
大蔵省がやり始めたんですけど、あれは途中で消  
えてしまつたんですね。そうじゃなくて、やつ  
ぱりああいうふうに、物づくり以外でじや日本に  
どういう体制ができるか経済的にボリュームを大き  
くできるかというような検討もしていかなければ  
いけない、こういうふうに思うんですよ。  
だから、ある意味では、まあ我が党が税制でも  
めているのはちょっとつらいけど、まああれも過  
渡期ですからしようがないんですね。と思ひな  
がら、私は積極賛成ですかから。やらないと、やつ  
ぱりその体制がもたないんです。今、じや、所得  
税を増やして誰が喜ぶかというと、誰もいな  
いんですね。

<sup>10</sup> See also the National Institute of Justice's "National Survey of State and Local Law Enforcement Agencies," available at <http://www.ojp.usdoj.gov/nic/polls/nssla.htm>.

けないんですよ。もう本当に落ち込んでいます、ここへ行つても。もう余り偉いと思われないし、金持ちと思われなくなつた。昔は外国へ行くと、我々日本人は金持ちだとみんな思われて、みんならやほやしてくれたけど、今は見向きもしないですよ。中国だとか韓国だとか、ほかの国にもう日が移つてしまつていると。これ、やつぱり日本として取り戻さないといけないので、是非頑張つていただきたいと思います。

その中の一つで、お金掛けないで経済的に拡大できるというふうに私は思つてゐるんですけど、実は自見大臣、金融機関が今中小企業に対しても、みんな融資をしています、先ほども話が出ていました。昔からいわゆる大手銀行、都市銀行は基本的に担保を取らない。地方銀行は昔は六〇だけでした。今はもうもっと取つてゐるんですね、八〇か九〇%取つてゐると思うんですよ。信用金庫なんて一〇〇%ぐらい取るんですね、担保を。

一つは、その担保に対する融資の金額が昔に比べて非常に厳しくなつてゐる。バブルのころは担保の二倍貸しますというのが当たり前だったんですけど、それはちょっとむちやだとして、少なくとも今担保と同額ぐらい貸したらいいじゃないかと思う。というのは、担保が下がつてゐるんですね、評価が。それなのに実は三〇%しか貸さない。これ、調べてもらえば分かります。あるいは、もう場合によつては二五%しか貸さない。

これを半分以上にする。それだけでも融資が倍になります。だから、中小零細に対する融資が倍になるということはやっぱり町が活性化されるわけです。これはお金要らないんですね。銀行はお金が余つてゐるわけですよ。貸付けの先を探して探して自分で見つてしまつて、お金を回すだけで景気が回復できると。チャンスはチャンスですね。今、物づくりもやや明るさが外は拡大できないんですよ。

これはもう、今何にお金使わなくて、今あるお金を回すだけで景気が回復できると。チャンスはチャンスですね。今、物づくりもやや明るさがあるんですね。だから、借換えの話がありましたが、あれだけはうまくいっていますけど、それ以

出てきた。アメリカもしばらくずっと続いて今調子がいい、先は分かりませんけどね、危ない、急にどこでつといく国ですから分かりませんけど、まあ少なくとも前よりは慎重になっているということを考えると、今融資拡大をすることは非常に日本の経済にプラスになる。元手が要らないんですね。景気対策で二兆円とか、お金要らないんです。

金融庁が指導して、どういう貸し方をしているか。もっと緩めるために日銀がゼロ金利とか、あるいはそれに近い数字で貸しているにもかかわらず、彼らはお金持ったままなんですよ。こんな人は要らないんですよね。だから、いや、融資先というか、お金が扱えないというんだつたら、どうか政府系機関でまたもう一回集めて貸したっていいと思うんですよ。

そういうふうに今あるお金が眠つてしまつてることが非常に問題なんで、これを是非、拡大投資につながつていけるように御指導いただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○國務大臣（自見庄三郎君） 玉置一弥議員にお答えをさせていただきます。

先生は、今、安住財務大臣からございましたよう、昭和五十四年に衆議院に当選されまして、私は五十八年に当選させていただきまして、もう二十年以上、玉置先生の御指導をいただいたわけですが、いますけれども、久しぶりに先生の御質問にお答えさせていただくことを大変光榮に思っております。

今先生から、金融機関に対して、担保、保証に過度に依存することなく顧客ニーズの事業内容に即した資金提供に努めていくことが重要であると。これはよく、担保、保証、これはもう先生御存じのように、中小企業の団体というのは必ず金融機関に行くとこの担保、保証を取ると、それは、これは、過度に依存することなく顧客ニーズに即した資金供給に努めていくことが重要である

監督指針においても、金融機関が中小企業等への貸付けを行うに当たっては、担保、保証に過度に依存せず、借り手の経営状況、あるいは資金の使途、あるいは回収可能性等を総合的に判断していくようなことが重要であることを実は監督指針にも明記をいたしております。金融庁といたましても、先生の今さつきのお話、預貸率の話だと思いますし、また以前は、もう先生御存じのように、高度経済成長のときはリスクマネーというのがある意味ではありますし、社会に、そういうたるもの非常に少なくなってきた。

この辺が、日本を今何か停滞の二十年と言われるわけでございますが、やはりそういったことを一つ一つ政策を積み上げて、金融庁といたしましては、金融機関というのはもうこれ非常にコンサルティング機能、優れたコンサルティング機能を実際もう先生御存じのようを持っておりまして、どこが、どういうものが売れ筋だとか、あそこ企業はこうなつて、今はここに頼みに行つたらいとか、もうそういった非常に、私も、先生も長くやっておられますので、そういう金金融機関が持っているコンサルティング機能をしっかりと發揮していく、適切かつ積極的な金融仲介機能を發揮するように、先生もう言われるとおりでございまして、しっかりと、やっぱり過度に担保主義、あるいは過度に保証に走らないように適切に指導していく、きたいというふうに思っております。

○玉置 弥君 金融機関の分析屋さんがいらないのかな、事業計画とかいろいろ見るんですけどけれども、それ見ても担保取るんですよね。だから、何のために事業計画取るんだと。

それからもう一つは、その担保、例えばほかの銀行との併設の担保があるというときでも、あるいは一人でも、お金を返していくつて減額されてしまう、それを一般の会社がお願いに行くと、いは、全部返してからにしてくださいと。その間は融資できないというのに困った方がよく泣き付か

れて、私も話しに行くんです。強引にいくとちゃんと減らすんですけれども、強引にいかないと減らさない。そんなことを言うと金融庁に言うぞといついくと減らすんですけれども。だから、その辺が、全銀行、みんなそうだと思つんですね。

だから、そこが、やっぱり融資枠を、先ほどの、拡大するのと担保を拡大すると、この両方が利けば結構お金は流れしていくということなんですが、その辺一回実態を調査していただいて、お金掛からないですから、これ、国は。銀行は自分のところで、死んでいるという、眠っている資金を動かすからね。だから、その信用保証をどうするかなんですよ、問題は。その辺もちょっと考えていただいて、是非その資金を使つた景気対策ということをやつていただきたいと思います。

時間が来たので終わります。答弁要りませんけれども、よろしくお願ひします。

○委員長(尾立源幸君) 他に御発言もないようですから、三案に対する質疑は終局したものと認めます。

○委員長(尾立源幸君) 中小企業者等に対する金融の円滑化を図るために臨時措置に関する法律の一部を改正する法律案及び株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

政府から順次趣旨説明を聴取いたします。自見内閣府特命担当大臣。

○國務大臣(自見庄三郎君) ただいま議題となりました中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律は、中小企業者等の資金繰りを支援するための臨時の措置として、平成二年十一月に制定された法律であります。

昨年三月に同法の有効期限を一年間延長した後、中小企業者等の資金繰り及び金融機関の金融

果、影響などを注視してまいりました。  
金融機関による同法への取組は、基本的に定着してきていると考えられる一方、貸付条件の再変更等が増加しているなどの問題を指摘する声もあります。

次に、本法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、機構が支援決定を行うことができる期限を延長し、平成二十五年三月三十日までとすることとしております。

第二に、支援決定を行うことができる新たな期限より前に主務大臣の認可を受けた事業者については、平成二十五年九月三十日まで支援決定を行うことができる」とするとともに、当該事業者に対し支援決定を行った場合には、当該支援決定に係る全ての再生支援を完了するよう努めなければならぬ期限を、改正後の支援決定を行うことができる本来の期限から三年となる平成二十八年三月三十一日までとするとしております。

以上が、本法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○委員長(尾立源幸君) この際、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員西村康稔君から説明を聴取いたします。西村康稔君。

○衆議院議員(西村康稔君) ただいま議題となりました株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律案に対する衆議院における修正部分につきまして、その趣旨及び概要を御説明申し上げます。

まず、本修正の趣旨について申し上げます。

本修正は、機構の本来の支援対象である中小企業者等に対する支援実績が低調である一方、支援の大半分がいわゆる大企業の再生に充てられているという現状を改善し、中小企業者等に対する再生支援を通じた地域経済の再建を図るという法の趣旨を制度上も明確化するものであります。

次に、本修正の概要について申し上げます。

本修正において、機構に対して再生支援の申込

みをすることができる事業者から、政令で定める大規模な事業者を除くこととしております。ただし、事業の再生が図られなければ、地域経済の再建等に甚大な影響を及ぼすおそれがあると主務大臣が認める事業者については、例外的に再生支援の申込みをすることができる」としております。

この予算額は、現行法による租税及び紙收入見込額四十二兆三千二百七十億円に、平成二十四年度の税制改正による增收見込額百九十億円を加えたものであります。

次に、各税目別に主なものを御説明申し上げます。

まず、所得税につきましては、給与所得控除の

次に、当省所管一般会計歳出予算額は、二十四兆九千八百三十七億八千六百万円であります。これを前年度予算額に比較いたしますと、四千七百二十二億六千九百万円の増加となつております。

第五に、復興事業費等東日本大震災復興特別会計へ繰入につきましては、五千五百七億三千四百円を計上いたしておりますが、この経費は、復興施策及び復興債の償還に要する経費の財源を、東日本大震災復興特別会計へ繰り入れるためのもとであります。

以上が本修正の趣旨及び概要であります。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げました。

見直し等による増収額を見込んだ上で、十三兆四千九百十億円を計上いたしました。  
法人税につきましては、八兆八千八十億円を計上いたしました。

入が五千五百七億三千四百万円、経済危機対応、地域活性化予備費が九千百億円増加ましたが、他方、政策金融費が三三千七百七十億二千五百万円、東日本大震災復旧・復興政策金融費が四千百六十四億九千万元、東日本大震災復旧・復興予備費が五千六百五十六億七千五百万円減少したこと等によるものであります。

きましては、九千百億円を計上いたしておりますが、この経費は、地域経済の活性化、雇用機会の創出、国民生活の安定に関わる経費に係る予見し難い予算の不足に充てるためのものであります。最後に、予備費につきましては、予見し難い予算の不足に充てるため、三千五百億円を計上いたします。

〔参照〕  
平成二十四年度一般会計歳入予算並びに財務省所管の一般会計歳出予算、各特別会計歳入歳出予算及び各政府関係機関収入支出予算に関する説明

三千四百六十億円となつております。  
第二に、その他収入は、三兆七千四百三十九億  
三千二百万円でありまして、これを前年度予算額  
に比較いたしますと、五兆八千七百九十七億四千  
六百万円の減少となつております。  
このうち主なものは、外國為替資金特別会計か

兆九千四百四十二億千七百万円を言上へいたしてお  
りますが、この経費は、一般会計の負担に属する  
公債及び借入金等の償還及び利子の支払並びにこ  
れらの事務の取扱いに必要な経費の財源を、国債  
整理基金特別会計へ繰り入れるためのものであります。

第二に、経済協力費につきましては、八百六十  
二億六千七百万円を計上いたしておりますが、こ  
の経費は、由立行文去人國協議力幾萬に付する出

九十七兆五千九百二十一億三百万円、差引き十二  
兆円の歳入超過となつております。  
このほか、地震再保険、外国為替資金及び財政  
投融資の各特別会計の歳入歳出予算につきまして  
は、予算書等を御覧いただきたいと存じます。  
最後に、当省関係の各政府関係機関の収入支出  
予算につきまして、その概要を御説明申し上げま  
す。

まず、一般会計歳入予算額は、九十兆三千三百三十九億三千二百万円でありまして、これを前年度予算額補正予算(第三号)による補正後の改算額。以下同じ。に比較いたしますと、十六兆六百四十七億四千六百万円の減少となつております。

ます。最後に、公債金は、四十四兆二千四百四十億円でありまして、これを前年度予算額に比較いたしましたと、十一兆六千四十億円の減少となつております。

第三に、政策金融費につきましては、七百七億四百万円を計上いたしておりますが、この経費は、株式会社日本政策金融公庫への出資等に必要なものであります。

第四に、国家公務員共済組合連合会等助成費によるものであります。

第五に、開発途上国に対する経済協力等に必要なものであります。

まず、株式会社日本政策金融公庫国民一般向け業務におきましては、収入二千二十二億九千百万円、支出一千三百三十六億二千七百万円、差引き七百八十六億六千三百万円の収入超過となつております。

このほか、同公庫の農林水産業者向け業務、中小企業者向け業務、信用保険等業務、危機対応円滑化業務及び特定事業等促進円滑化業務の各業務

第一に、租税及印紙收入は、四十二兆三千四百六十億円でありますて、これを前年度予算額に比較いたしますと、一兆四千三百九十九億円の増加となりております。

たしております。  
なお、特例公債の発行につきましては、別途、「平成二十四年度における公債の発行の特例」に関する法律案<sup>案</sup>を提出し、御審議をお願いいたして

つきましては、五百六十九億一千百万円を計上いたしておりますが、この経費は、「国家公務員共済組合法」等に基づく基礎年金拠出金の一部負担等に必要なものであります。

並びに株式会社国際協力銀行の収入支出予算につきましては、予算書等を御覧いただきたいと存ります。





平成二十四年四月十九日印刷

平成二十四年四月二十日発行

参議院事務局

印刷者 国立印刷局

F